平成24年

南三陸町議会会議録

第11回定例会 12月11日 開 会 12月14日 閉 会

南三陸町議会

平成24年12月14日(金曜日)

第11回南三陸町議会定例会会議録

(第4日目)

平成24年12月14日(金曜日)

応招議員(15名)

1番 千葉 伸 孝 君 2番 髙 橋 兼 次 君

3番 佐藤宣明君 4番 阿部 建君

5番 山内昇一君 6番 山内孝樹君

7番 星 喜美男 君 8番 菅原辰雄君

9番 小山幸七君 10番 大瀧 りう子君

11番 及 川 均 君 12番 鈴 木 春 光 君

14番 三浦清人君 15番 西條栄福君

16番 後藤清喜君

出席議員(15名)

1番 千葉伸孝君 2番 髙橋兼次君

3番 佐藤宣明君 4番 阿部 建君

5番 山内昇一君 6番 山内孝樹君

7番 星 喜美男 君 8番 菅原辰雄君

9番 小山幸七君 10番 大瀧 りう子君

11番 及 川 均 君 12番 鈴 木 春 光 君

14番 三浦清人君 15番 西條栄福君

16番 後藤清喜君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長 佐藤 仁君

副 町 長 遠藤 健治 君

会 計 管 理 者 出 納 室	兼長	佐藤	秀 一	君
総 務 課	長	佐 藤	德 憲	君
復興企画課	長	三 浦	清 隆	君
復興事業推進課	長	及 川	明	君
復興事業推進課参事 用 地 対 策 室		佐藤	孝 志	君
町 民 税 務 課	長	阿部	俊 光	君
保健福祉課	長	最 知	明 広	君
環境対策課	長	千 葉	晴 敏	君
産業振興課	長	佐 藤	通	君
産業振興課参 (農林行政担当		高 橋	一清	君
建設課	長	三浦	孝	君
危機管理課	長	佐々木	三 郎	君
上下水道事業所	長	三浦	源一郎	君
総 合 支 所 長地 域 生 活 課	兼長	佐藤	広 志	君
総 合 支 町 民 福 祉 課	所 長	菅 原	みよし	君
公立志津川病事務長兼総務課	院 長	横山	孝 明	君
総務課課長補佐総務法令係	·兼 長	男 澤	知 樹	君
総 務 課 主 幹 財 政 係	兼長	佐藤	宏 明	君
教育委員会部局				
教育	長	佐 藤	達朗	君
教育総務課	長	芳 賀	俊幸	君
生 涯 学 習 課	長	及 川	庄 弥	君
監査委員部局				
代 表 監 査 委	員	首 藤	勝助	君
事 務 局	長	阿部	敏 克	君
選挙管理委員会部局				

書 記 長 佐藤 徳憲君

農業委員会部局

事 務 局 長 高 橋 一 清 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 阿 部 敏 克

主幹兼総務係長 三浦 勝美

議事日程 第4号

平成24年12月14日(金曜日)

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 議案第103号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 4 議案第104号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第 5 議案第105号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 6 議案第106号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 7 議案第107号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 8 議案第108号 平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算(第3号)
- 第 9 議案第109号 平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算(第2号)
- 第10 議案第110号 南三陸町防災会議条例及び南三陸町災害対策本部条例の一部を改 正する条例制定について
- 第11 議案第111号 南三陸町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制 定について
- 第12 議案第112号 南三陸町暴力団排除条例制定について
- 第13 議案第113号 東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定の基づく準則 を定める条例制定について
- 第14 議案第114号 南三陸町オーストラリア友好学習館設置及び管理条例制定について

- 第15 議案第115号 工事請負契約の締結について
- 第16 議案第116号 財産の取得について
- 第17 議案第117号 財産の売払いについて
- 第18 議案第118号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第19 議案第119号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第20 議案第120号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第21 議案第121号 財産の取得について
- 第22 議案第122号 財産の取得について
- 第23 議案第123号 財産の取得について
- 第24 議案第124号 財産の取得について
- 第25 発議第 5号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担 免除を2013年4月以降も継続を求める意見書の提出について
- 第26 発議第 6号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利 用者負担の減免措置に対する財産支援の延長及び食費・居住費の 減免措置に対する財政支援を求める意見書の提出について
- 第27 発議第 7号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について
- 第28 東日本大震災対策特別委員会報告
- 第29 陳情第 9の4 自然と呼応したまちづくりを叶えるために防潮堤のあり方についての再考を願う陳情書
- 第30 陳情第11の4 南三陸町の魅力・誇りである「自然・景観・海産物」を次世代に 残すために防潮堤のあり方についての再考を願う陳情書
- 第31 閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第31まで

午前10時00分 開議

○議長(後藤清喜君) おはようございます。

定例会4日目でございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の 会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(後藤清喜君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において15番西條栄福君、1番千葉 伸孝君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長(後藤清喜君) 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会にお手元に既に配付しておりますとおり、町長提出議案4件、議員提出議案3件が 追加して提出され、これを受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案第103号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

○議長(後藤清喜君) 日程第3、議案103号平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予 算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第103号平成24年度南三陸町国民健康保険 特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

本案は、歳入においては国民健康保険税及び繰入金等について、歳出においては共同事業拠

出金及び諸支出金等についてそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。
- ○町民税務課長(阿部俊光君) それでは、細部説明をいたします。

補正予算書45ページ、46ページをお開きください。

初めに、歳入でございますが、1款の国保税、一般と退職合わせまして2,830万円を追加補正させていただきます。内訳でございますが、まず現年分の税につきましては一般と退職合わせて3,250万円を減額するものでございます。減額の理由ですが、震災による関係とそれから被保険者の人数の減少というのが主な理由でございます。それから、一般と退職それぞれ滞納繰り越し分がございまして、6つの節合わせまして6,080万円を増額いたします。減額分と増額分の差し引きで、合わせて2,830万円の追加補正ということでございます。

46ページ、3款国庫支出金、その下6款の県の支出金、それぞれ37万5,000円ずつを追加いたすものでございます。いずれも24年度の特定健診に必要な事業費として、国と県で負担する金額を追加するものでございます。

同じく、6 款県の支出金で120万9,000円を追加いたします。これは、腎臓疾患関係に関連するクレアチニンなどの検査事業に対する県の補助が追加されたものでございます。上段の特定健診の追加メニューという形で行う予定でございます。

47ページをお開きいただきまして、繰入金2,000万円を補正いたしますが、これは後に出て くる歳出の財源として使うということでございます。

48ページ、歳出をごらんいただきます。

中段の7款共同事業の拠出金でございますが、5,180万7,000円を追加いたします。これは、 説明欄に書いてありますとおり高額医療費の共同負担、これの金額が確定をしたことによる ものでございます。

49ページ、11款諸支出金でございますが、一般の還付加算金それから償還金でそれぞれ所要の補正をいたしまして、合わせて300万円ほどを追加補正させていただきます。

以上、主な内容でございますので、よろしくご決定賜りますようお願いいたします。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましてはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番(大瀧りう子君) 22年度は税がありませんでしたけれども、23年度ですね。これは、今の説明ですと被保険者が減少したと。それで、マイナスの3,250万円ということで今言われました。大変な状況の中で、今、国保税を納めている方どれぐらいおりますか。町としては何%ぐらいになりますでしょうか。それが1点です。

それから、46ページの県支出金の中で、クレアチニン検査を県の補助でやっているというお話しなんですが、これは単年度だけだったでしょうか、継続してやるものだったでしょうか。 ちょっとその辺をよろしくお願いします。

- ○議長(後藤清喜君) 町民税務課長。
- ○町民税務課長(阿部俊光君) 国保税の現在の納税者の数というようなことですが、毎月動いておりますので現時点で何人というふうなことは手持ちで持っていないんですけれども、大体65%ぐらいの方が免除になっておりますので、6,000人のうち30%、1,800人ぐらいだろうというふうに思われます。ただ、それは23年度に限ってでありまして、24年度は半年間の減免ということで後半の半年間については課税をされておりますので、全世帯が納税をしているということになります。

それから、クレアチニンの検査がいつまでということなんですけれども、実はこれ、年度の後半に宮城県のほうからどうですかということで県内各市町村に受診の照会があったそうなんですけれども、余り人気があるということではなかったようで、それで被災した沿岸市町村のほうにいかがですかというような呼びかけがございましたので、当町でお引き受けをさせていただいたと。ただ、残り5カ月もないものですから、果たしてこの検査をどれぐらいの人に受診をしていただけるのかということになりますと大変実績値としては不安なところもございますが、なるべく多くの方に呼びかけて実施してまいりたいと思っております。とりあえず、平成24年度、1年度限りということで、今回県からの補助の内定をいただいたというところでございます。

- ○議長(後藤清喜君) 10番大瀧りう子君。
- ○10番(大瀧りう子君) 65%になるかなというお話しでしたので、24年度は後半だけの金額で、 非常に私は今こういう被災した方たちの状況を見ますと、国保税がどんどん減収になるんじ ゃないかなという予感というか気持ちがあります。今、後から出てきます提出議案の中にも 来年度4月以降も窓口負担を減免してほしいとそういうのが出ていますので、ぜひ町長どう でしょうかね、そういうのにも力を入れて国に働きかけてほしいなとひとつ思います。

それから、国保税については、本当に滞納者というか納められなかった方たち、その人たちをやっぱりきめ細やかにきちっと把握しながら、納められない人たちの事情も聞くべきじゃないかなと思っております。

それから、クレアチニン検査のことなんですが、これは多分皆さん町民はよくわからない検査というか、申し込みがないというのはそこだと思うので、ぜひPRしてほしいなと思っておりますが、どんな方法でやるのかちょっとお聞きします。

- ○議長(後藤清喜君) 町民税務課長。
- ○町民税務課長(阿部俊光君) まず、来年から保険税の負担が完全復活になると本当に大変だというようなご心配をされておりまして、実は我々事務方もまだ国の制度がはっきりしない中で計算はできないんですけれども、万が一、来年4月から本則に戻ったらどうなるんだということで担当のほうには試算をさせてございます。ただ、試算をするにしても材料が全くない状態、例えば所得割の計算をするにしても町民所得がどこまで回復するのか全くわからない、それから被保険者の数がこれからふえるのか減るのかもわからない。ましてや資産割でございますので、個人の資産形成がどこまで復活するのかとそういうふうなことも判断材料としてないんですけれども、ある程度見込みということで最終的に国保税の税率改正ということにつながっていきますので、そこについてはできるだけ早目に計算をして、そして財政サイドも含めた考え方を早目に整理したいというふうに思っております。

それから、滞納に対する対応の仕方ということでございますけれども、やはり納められる資力があるにもかかわらず納めていただけない方につきましては、しっかりと徴収をしていくという姿勢はこれまでと変わりません。それから、逆に経済資力が細いということでやはり納められないというような事案につきましては、それも徹底した調査をした結果、執行停止あるいは欠損という形で緩和をしていくと。そして、一日も早く個人の生活再建に結びつくというような観点から滞納整理という部分もしっかりと対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(後藤清喜君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 復活するということになりますと、町民の皆さんがこういう状況でございますので大変だというのは議員おっしゃるとおりでございまして、町の財源といってもなかなか大変でございますので、国のほうにその辺についてはお願いをしていくしかないというふうに思います。
- ○議長(後藤清喜君) 10番大瀧りう子君。

○10番(大瀧りう子君) 課長から詳しくお話しがあったので、まったく私が考えていたのを課 長も思っているなと思って聞いていました。

私、前回決算議会のときでしたかね、震災前の滞納額が随分あるのでそれを欠損扱いにしたらいいんじゃないかという話をしています。そういう点では、検討しているのかどうかということも含めてもう一度お願いしたいなと思っています。本当に滞納者に対しては、多分税収が落ち込むんじゃないかなと心配するので、そしてさらに滞納者についてはそういう扱いというか、町としての取り扱いを十分に考えながらやってほしいと思います。

あと、最後のクレアチニン検査のことについて、ちょっと課長、今報告がなかったんですけれども、アピールの方法とか皆さんに周知徹底させる方法とかそういうものをちょっとお聞きしたいなと思います。

あと、町長、ぜひ本当に国に働きかけて、来年度窓口負担のないようにぜひ力を入れてほし いなと思っております。

- ○議長(後藤清喜君) 町民税務課長。
- ○町民税務課長(阿部俊光君) まず、その欠損の関係でございますけれども、欠損をする場合 に何もしないでただ落とすというわけにはまいりません。これは、議員とくとご承知のこと と思います。いずれ、本税の徴収を目途として財産調査をしていくと。その結果、たどり着 かないという場合に欠損というふうな形になるわけです。しかしながら、納税をしている方 との公平性というのをしっかりと見きわめながら、最終的には欠損されるべき事案について は欠損するという方向で進んでまいります。

ただ、非常にこれは時間がかかります。今、2人の体制で1つの事案を落とすのに2カ月ぐらいかかってやっているんですけれども、こういった震災状況というようなこともありますので、スピードを上げて対応しているところでございます。

それから、クレアチニンの検査の宣伝PRというようなことなんですけれども、過日国保運営協議会が開かれまして、特定健診の受診率の部分にあわせてクレアチニンも新たに行いますということで委員さんにはお話しを申し上げまして、病院の院長先生もその構成メンバーに入っておりまして、病院としても一生懸命応援をしたいというようなことでございましたので、今後保健センター等を含めて広報活動に取り組みながら、1月、2月に皆さんに検査を受けていただくように周知を図りたいと思います。

○議長(後藤清喜君) ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第103号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第104号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

○議長(後藤清喜君) 日程第4、議案第104号平成24年度南三陸町医療特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第104号平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入においては後期高齢者医療保険料及び繰入金等について、歳出においては後期 高齢者医療広域連合納付金等についてそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。
- ○町民税務課長(阿部俊光君) 補正予算書58ページと59ページを見開きでごらんいただきたい と思います。

初めに、歳入でございますけれども、1款の保険料の歳入につきまして特別徴収、普通徴収を合わせ4,522万1,000円を減額するものでございます。

この理由でございますけれども、震災関連による減免、それから年齢の到達によります資格 の取得あるいは死亡などによる喪失などによって人数に増減があったということでございま す。

中段、3款の繰入金でございますけれども、一般会計からの保険基盤の繰入金という算定が確定したということで100万円ほど減額をするものでございます。

5款の諸収入につきましては、還付金の不足が予測されますので50万円を追加いたします。 次ページの歳出でございますが、広域連合への納付金、これを4,600万円ほど減額をいたします。

歳入の1款と3款、それぞれこれを足しますとちょうどこの歳出の1款で減額する4,627万 6,000円と一致をいたします。

それから、2款の諸支出金については、還付金ということで追加分の補正をするという内容 でございます。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑は歳入歳出一括で行います。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第104号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第105号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第3 号)

○議長(後藤清喜君) 日程第5、議案第105号平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算 を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第105号平成24年度南三陸町介護保険特別 会計補正予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入においては一般会計繰入金を減額し、歳出においては保険給付費の各サービス 費、介護予防事業に係る経費及び介護保険料過誤納還付金についてそれぞれ補正するもので あります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。
- ○保健福祉課長(最知明広君) それでは、細部説明をさせていただきます。

67ページ、68ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、これにつきましては一般会計の繰入金を19万5,000円減額する というような内容でございます。

68ページでございますが、歳出でございますが、中段、2款1項の介護サービス等諸費、それからその下段になります4項の高額介護サービス等諸費でございますが、先ほど町長が説明いたしましたように、今年度のこれまでの各種サービス給付費の現状に合わせて組みかえを行ったというようなことでございますので、ご了解をいただきたいと思います。

69ページになります。

上段の6項特定入所者介護サービス諸費でございますが、これについても組みかえの分でございます。

それから、70ページでございますが、任意事業費で家族介護用費支給事業で50万円の減額となっておりますが、これにつきましては紙おむつ支給の減でございます。これは、物資等をいただいた関係で在庫があるというようなことでそちらを支給しておりますので、それが減額ということでございます。

それから、中段の還付金でございますが、過年度分の過誤納還付金ということでございます。 以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑は歳入歳出一括で行います。 (「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第106号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予 算(第2号)

○議長(後藤清喜君) 日程第6、議案第106号平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計 補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第106号平成24年度南三陸町漁業集落排水 事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入においては国庫補助金及び一般会計繰入金を、歳出においては公債費についてそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、 ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。
- ○上下水道事業所長(三浦源一郎君) それでは、細部についてご説明申し上げます。 80ページ、81ページをお開き願います。

2の、まず歳入でございますが、2款の国庫支出金、災害復旧費国庫補助金の736万2,000円につきましては、補助率が80%から89.7%に決定したもので、その分を補正したものでございます。

7款町債の災害復旧債につきましては、補助金増額によりまして、今回借り入れしないこと にしたものでございます。

3の歳出でございますが、公債費につきましては、償還額の確定による過不足分を補正計上 したものでございます。

以上でございます。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑は歳入歳出一括で行います。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第106号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第107号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号)

○議長(後藤清喜君) 日程第7、議案第107号平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補 正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第107号平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

本案は、歳入においては一般会計繰入金及び国庫補助金を、歳出においては下水道施設管理 費等についてそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、

ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。
- ○上下水道事業所長(三浦源一郎君) それでは、細部について説明します。 89ページ、90ページをお開き願います。

歳入ですが、1款分担金及び負担金の下水道事業分担金でございますが、これは伊里前地区 におきまして新規に2件下水道に接続し、一括納入することにしたことによるものでござい ます。

7款国庫支出金の災害復旧費国庫補助金につきましては、178万5,000円につきましては、平成23年度に実施した委託料の補助金でございまして、100%補助となったものでございます。

次に、歳出でございますが、1款の下水道総務費1目の下水道総務管理費の報償費でございますが、さきに申し上げました下水道に接続した人が一括で納入したことによる報償金を2件、もしかしたらもう1件出てくるんじゃないかということで3件分を計上したものでございます。

27節の効果費でございますが、中間前払いの分が昨年実はなかったもので削除したんですけれども、その分が今回実は中間前払いがあるということで154万円を補正計上したものでございます。

2款下水道事業費の13節委託料でございますが、これは高台移転に伴うもので、伊里前の認可拡大を行うということで計上したものでございます。

3款公債費ですが、これは償還額の確定による過不足分を計上したものでございます。 以上でございます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑は歳入歳出一括で行います。質疑どうぞ。11番及川 均君。
- ○11番(及川 均君) この下水道事業の認可拡大業務委託料ということであります。伊里前地区という説明ございましたね。この震災後、伊里前地区はほとんどそれが使用できなくなった。伊里前地区から桝沢まであったんですが、これはほとんど機能しなくなって、認可拡大ということで新たな指定区域を見直しするんだということだと思うんですが、大幅な見直しになるかと思うんですね、これ。その中に、今度は防集のいわゆる高台移転の皆さんの区域に振りかえられると思うんですが、従来の希望者の中に隣までは認められたんだと、しかしうちは入らないんだというような区域があったわけですね。そうした方々のその扱いといいますか、いわゆる線引きだ、その指定区域のね。

前回にも、桝沢の新しくできた団地を組み込むというような話し合いの中で区域オーバーするからだめだということで、あそこは処理下水道には加入させられなかった地域だったわけですね。それで、個々に浄化槽というような地域になったわけでありますけれども、今回のこの見直しでいわゆる高台に移転する方々は多分全員がその対象者になるんだろうと思うんですけれども、自立再建した方々などそういった方々、いわゆるかつての旧認定した区域の際といいますかすれずれの場にある方々ですね、それらを拡大して入れることができないのか。あるいは、その周辺に今回自立移転した方々も相当あるわけですよね。そうした方々は、やっぱり従来の指定区域外になるわけですから、今回もまた認定されないのかということになるわけですね。その辺のところの境界がどこになるのかということが、一向にわからないわけですね。ですから、下水道の対象になるのか、あるいはならないのかということは、自立移転する方々にも迷いがあるようであります。

その辺のところは、どのようにして境界を定めるのか、どこを境にしてということになるんですが、その高台移転のほうを含めてもまだ境界というか、この区域に余裕があれば拡大解釈してそれらも組み入れることができるんでしょうけれども、区域に余裕がないと、いっぱいいっぱいだということになれば、従来どおりの方々であとはこれ以上拡大できないということになるんでしょうか。その辺のところをもう少し詳しく説明ください。

- ○議長(後藤清喜君) 上下水道事業所長。
- ○上下水道事業所長(三浦源一郎君) それでは、お答えいたします。

従前から、区域外流入ということは可能だったんです。それは、区域から外れていてもほとんどペイするというか、下水道に接続してもそれほど影響がないといったところは流入させることができていたんですけれども、極端に区域からちょっと外れまして、またそこまでの配管をやるといったことが採算合わないような状態では、やはり組み入れないような格好になると思うんです。そういうふうな仕分けで、一応近くであれば区域外流入として組み入れることはしております。現在もしていますし、今後もそれはやっていきたいと思っております。

- ○議長(後藤清喜君) 11番及川 均君。
- ○11番(及川 均君) 課長の説明はわかるんですけれども、現場にいると納得いかないところがあるんです。例えば、新しくあの団地ですね。あそこは浄化槽でやっているわけですよね。 今回、そこに移転をしたと。だけれども、そこにはやっぱり下水道区域外であったから、今回も浄化槽でやりなさいということなんですよね。それで、浄化槽を自分で入れようとした

らば、違うほうから別に水利権とか何とかという問題が出てきたというような話も聞くわけですよ。かつて自分が下水道を使っていてお金を納めてあるわけですから、だから私らはそれを還付するべきだと事前に主張したんですが、その分を逆に今度はまた水利権とか何とかでとられたというような話もあるわけなんです。

それでその近辺に、それは詳しく言いませんけれども、その近辺にいる方々、例えば館寺さんのほうに行くあの道路ですね、町道館寺線というんですかね、町道館内線というんですか。あのラインのところが途中でとまっていたんですね、下水道がね。もっと上のほうまで、あの民家のあるところまで全部対象区域でいいんでないかというようなことだったんですが、一時あそこでとまったような例もあったと。

それから、上期のほうに今回は、かつては対象にならなかった地域が今回はいわゆる防集が上に行くもんですから、その範囲もいわゆる思っても見なかった人たちも入ってくるようになったわけですよね。その辺のところで、町民のほうにも戸惑いがあると。望んで入りたいというんであれば入れるのかというと、従来は入れなかったわけですよ。その辺が、今度は望めば入ることができるのか、あるいはその周辺の方々はやっぱり浄化槽でやりなさいとお勧めをするのか、その辺のところをもう一回ください。

- ○議長(後藤清喜君) 上下水道事業所長。
- ○上下水道事業所長(三浦源一郎君) それは、やはり今回被災を受けた方を対象にしておりますので、それ以外の既存のところには引かないというふうな格好になると思います。原則的には、そのような考えでございます。
- ○議長(後藤清喜君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第107号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第108号 平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(後藤清喜君) 日程第8、議案第108号平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第108号平成24年度南三陸町水道事業会計 補正予算についてご説明を申し上げます。

今補正につきましては、収益的収支において加入者負担金等の収入を増額補正するほか人事 異動等に伴う人件費の整理、調整を行うものであり、資本的収支においては災害復旧事業に 係る国庫補助率の確定における調整を行うものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、 ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。
- ○上下水道事業所長(三浦源一郎君) それでは、細部について説明いたします。

98ページ、99ページをお開き願います。

3条予算の収益的収入及び支出でございますが、まず収入の部、営業収益としまして手数料40万円を補正しております。これは、当初100件だったものが300件と3倍にふえたことによるものでございます。

2の営業外収益加入者負担金でございますが、水道加入者負担金、当初15件でしたが60件と 大幅にふえたことによる補正でございます。

支出でございますが、これは人事異動による人件費の調整でございます。

4条予算の資本的収入及び支出でございますが、収入の補助金でございますが、これは一般会計からの補助金でございまして、続きまして支出のほうですが、国庫補助金返還金145万7,000円ですが、これは国庫補助率が90%から89.7%と0.3%減額したことによる補正でございます。

以上でございます。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 質疑は歳入歳出一括で行います。1番千葉伸孝君。 ○1番(千葉伸孝君) 水道事業所関連でちょっとお聞きしたいと思います。

水道事業所に当たっては、浄化槽、水道設置に当たり2分の1の補助がありますが、今現在 インフラの申請が何件あるのか、その辺お聞かせください。

あと、志津川町内、その近隣に当たっても水道管、露出管で今やっています。今後、厳冬と か大雪に当たっての露出管の凍結、そういった心配はないのか。この辺、お聞かせください。

- ○議長(後藤清喜君) 上下水道事業所長。
- ○上下水道事業所長(三浦源一郎君) 1つ目の浄化槽の関係ですが、浄化槽は現在通常分がも う満タンになっています。約50基ぐらいですかね、通常の50基というふうな格好ですね。低 炭素型につきましては、現在のところ60基程度かなと思っております。

あと、凍結の問題につきましては、以前もそうでしたけれども、なるべく凍結を出さないように場所によっては掛け流しというんですかね、水を出しておいてもらって凍結防止に努めていただいて、その分の水道料金は後日精算するというふうな格好にしてございます。本管につきましては、ほとんど凍結することはございません。

- ○議長(後藤清喜君) 1番千葉伸孝君。
- ○1番(千葉伸孝君) 浄化槽に当たっては、通常の50基ですか、これが満杯になっていると。 あと、この低炭素型に関しての補助金が出るというような形の町の被災者支援だったと思い ますが、この辺多分今後もふえていくような形になりますが、そのときはまた補正でもって その資金を確保するというような状況だと思いますが、この申請ですね、申請のやり方がま だわからないという方が多々いますので、その申請はどういった形を踏んでこの補助金の部 分がもらえるのか、その辺の説明をお願いします。

あとは、本管に当たって、あと支流管に当たっても、細い部分ですね、その部分に当たって も垂れ流して結局凍結を防ぐといいますが、万が一、凍結して断水になった場合には、どう いった方法でそれに対処するというような考えですか。

- ○議長(後藤清喜君) 上下水道事業所長。
- ○上下水道事業所長(三浦源一郎君) 浄化槽の申請は、設備会社のほうのお願いしてやっても らうという格好になります。

また、あと水道のほうの凍結に関しましては、うちのほうにウオーターサービスという委託 会社がございますからそこへ電話していただいて、あとは設備会社のほうに個人から電話し ていただくとか、うちのほうで対応するというふうな格好になります。

○議長(後藤清喜君) 1番千葉伸孝君。

○1番(千葉伸孝君) 水道事業所に電話をかけて、ウオーターサービスさんが凍結に関して処理をする、そういうことじゃなくて、全域的なものになった場合には、やっぱり被災直後の水がないということの不便さがわかっているので、そういったことへの対策ということで、やっぱり町はいろんなことを講じていくべきだと思います。タンクでとか、あと給水とか、その辺の対策をぜひお願いします。

あとは、事業所のほうにこの補助申請のほうは出してということなんですが、その辺の周知ですね。これから再建したい、うちを建てたいという人たちの再建に関しては、やっぱり周知を水道事業所のほうから徹底してもらいたいと思います。

終わります。

- ○議長(後藤清喜君) ほかに質疑ありませんか。12番鈴木春光君。
- ○12番(鈴木春光君) 関連で、私も二、三お聞かせ願いたいと思います。

現在、給水事業は仮設の配管でもって各家庭に給水しているわけでございますけれども、その給水状況が、ただいまご質問があったように露出しているという部分の心配もありました。私は、水道事業の復興状況は現在どうなっているのか、あるいは水源地の確保がまだ決まっていないのかどうか。つまり、生活をしていく上で何といっても毎日必要なのは水でございます。そういう観点から、これはライフラインの復興についてもお話ししてありましたけれども、いち早くやるべきではないかなと。つまりは、高台移転の候補地が決定になって、ほぼ配管施設移設が変わってくると思うんですよ。そういう点をどういうふうに現在考えておられるのか、お聞かせ願いたいとこういうふうに思います。

- ○議長(後藤清喜君) 上下水道事業所長。
- ○上下水道事業所長(三浦源一郎君) 1つ目の水道の復旧状況ということですが、これはほとんど現在のところ変わっていないと。震災後、復旧したものそのままの状態がほとんどだと思います。

それから、水源地の確定といいました質問でございますけれども、これは総合的に考えなくちゃないんですね。ここだけで、1カ所だけで決定するというふうなことじゃないもんですから、高台移転がすべて決まって、そこに何戸できて何人そこに住むのかといったことによってすべて変わってくるもんですから、それにあわせた格好で決定していくというのが現状でございます。それは、配管も同じでございます。すべて決定しないとできないというのが現状でございます。

○議長(後藤清喜君) 12番鈴木春光君。

- ○12番(鈴木春光君) つまりは、高台移転が、居住が決まってから配管施設等々もあわせて水源地等々の確保も考えなければならないということでございますけれども、例えば現在のままで津波が来て、あるいは地震が来て破壊された場合には、同じことをまた繰り返してしまうんじゃないかなと私は思うんですよ。そういう意味合いでは、高台移転はおよそ海抜20メートル以上のところに決定されてあるんですから、そういうことを勘案した水源地の確保、これは即やるべきだと思います。それは、毎日の生活に欠かせない、つまりライフラインで一番遅れた、毎日必要なものが一番遅れて被災住民に給水になったという事実がありましたから、そういう毎日必要なものを早めるべきじゃないかなと私はこういうふうに思うので、本当は今度の補正予算あたりで大きく予算をちょうだいして、その水源の確保等々も考えて即座に始めるべきが妥当ではなかったのかなという思いからこういう質問をさせていただきました。このことについて、今一度、町長ももしできたらこの水道事業の復興についてお考えをちょうだいいたしたいし、課長からも現在の担当課としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(後藤清喜君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 鈴木議員、ライフワークのように水源地の問題をお話しいただいておりまして、大変感謝を申し上げます。

おっしゃるとおりでございます。いざというときの安全な場所に水源地ということですので、 そのとおりだと思いますが、しかしながらやはり水源地でございますので、その水源がちゃ んと担保される場所でなければならないと。それを探すということがこれまで水道事業とし て取り組んできたわけでございますので、いずれ今後ともそういった取り組み方はしていき たいというふうに思います。

- ○議長(後藤清喜君) 上下水道事業所長。
- ○上下水道事業所長(三浦源一郎君) 今後そういうことで、今、町長申し上げましたとおりで ございますので、うちのほうでもそれらを踏まえて今後検討してまいりたいと思います。
- ○議長(後藤清喜君) 12番鈴木春光君。
- ○12番(鈴木春光君) 町長の答弁も課長の答弁も、危機感が余り感じられない答弁でないかなと思うんですよ。毎日の生活に欠かせない水ですよ。もし、この間の7日のような地震が来て配管部分が決裂したらば、またこれは断水ですよ。そういうことを思うから、やはり住民の生活が第一と今の国会議員の先生方も掲げておりますけれども、こういうことは即座に始めてもらいたいというふうに思います。

終わります。

- ○議長(後藤清喜君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 基本的に、鈴木議員ね、水源探査はこれまでもやっております。結局、 いわゆる通年を通してちゃんと水源を担保できるかということの調査をやっておりますので、 そこはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。
- ○議長(後藤清喜君) 12番鈴木春光君。
- ○12番(鈴木春光君) その通年を通して担保できるかという貯水槽が、なるほど必要かと思います。しかし、今回のように1カ所のように固定した場合には、つまりはライフラインの復旧に時間がかかるような事態が再度起きるだろうというふうな思いです。危険分散という形からすれば、やはりその水源地もやっぱり何カ所かにしておいたほうがよろしいのかと私の考え方でございます。そういうふうなことに向けて、ぜひ水源確保も始めるでしょうし、そういうふうにしてもらいたいなと。

終わります。

んか。

○議長(後藤清喜君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。 これより議案第108号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時15分 開議

○議長(後藤清喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第109号 平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算(第2号)

○議長(後藤清喜君) 日程第9、議案第109号平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第109号平成24年度南三陸町病院事業会計 補正予算についてご説明申し上げます。

今補正につきましては、医師の採用等に伴う給与費及び全国からの診療支援に係る経費についてそれぞれ増額の措置を講じるものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決 定賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。
- ○公立志津川病院事務長(横山孝明君) それでは、病院事業会計の補正についてご説明申し上げます。

補正予算書の105、106ページのほうをお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、支出の関係だけの補正となります。収入については、当初予算のとおりとい う内容になります。

支出のほうについてですけれども、今回は人件費の関係だけになります。というのは、医師が、皆さんご存じのとおり10月1日から東北メディカル・メガバンクから医師3名が赴任しております。これは、1年間医師3名を継続的に支援していただくということになっていまして、その分の不足。それから、看護師給与につきましては、当初育休とかの看護師の分を除いていたんですけれども、復帰しているということで増額。それから、医療技術員などについては育休に入った職員もいるので減額したいということで、その職員の内容について精査して増額、減額している内容でございます。

その下のほうの報酬につきましては、現在全国医学部長病院長会のほうから12月末まで支援をしていただいております。この先生方につきまして、来た分の交通費関係もそうなんですけれども、前は東北地区と北海道地区の医学部長病院長会のほうからの応援だったんですけれども、10月からは全国から支援いただいている。遠くは四国、九州まで支援をいただいていますので、その辺で旅費、交通費が少なくなってきているという関係もございまして、そ

れを精査して今回の人件費の補正となっております。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10 番大瀧りう子君。
- ○10番(大瀧りう子君) 今の説明ですと、メガバンクから3名の医師の給与と。この下の欄の 報酬のところは、今まで来ていた先生方が来なくなったので減額というふうな説明だったよ うな気がします。それでよろしいですか。もう一度お願いします。違いますか。ちょっとお 願いします。
- ○議長(後藤清喜君) 病院事務長。
- ○公立志津川病院事務長(横山孝明君) 医師については3名、ここ、給料全部違うんですけれ ども、給与関係、手当関係は常勤の職員についての関係でございます。医師については3名 増員になる。それから、そのほかの職員については、途中で育休に入ったり育休から復帰し たりとかという職員もございますので、育休については無給になっているので、去年の2月 時点の職員の関係で精査して予算をとっているので、その分を今回見直しかけているという ことになります。

それから、報酬とありますけれども、報酬につきましてはそういう格好で支援の先生が多くなってきている。全国医学部長会とかからの支援も12月まで来ていただくことになったので、その分不足しているので増額の補正という格好になります。

以上です。

- ○議長(後藤清喜君) 10番大瀧りう子君。
- ○10番(大瀧りう子君) 報酬の部分で支援の先生方の手当というか、金額だということなんですが、12月までということなんですが、その後はどういうふうになりますか。そこでもう切れるんですか。それとも、もっと引き続きやってもらえるのかなと思うんですが、いかがでしょうか、その辺。
- ○議長(後藤清喜君) 病院事務長。
- ○公立志津川病院事務長(横山孝明君) 全国医学部長病院長会からのほうは、今回東北大のほうから3名の医師に来ていただいていますので、そちらのほうは12月で切れます。そのほかに、その報酬の中には常時小児科とか眼科、耳鼻科ですか、そういう非常勤科、うちで持っている分がございますので、その先生方については同じように支援していただけるということになります。

- ○議長(後藤清喜君) ほかに。14番三浦清人君。
- ○14番(三浦清人君) 今、新しい病院建設に向けまして、病院建設基本計画策定委員会という 委員会でいろいろと策定をしているという状況にあるわけであります。その中で、そろそろ 町に対しての提言書といいますか出るかとも思うんですが、以前、今後の病院経営につきまして町長に対して今後の運営の仕方、公設民営というお話をした経緯があります。その際、 町長もそれも検討していかなければならないというような答弁をいただきましたので、その 辺の町長の考えがこの策定委員会に反映されているのかどうか。これまでも策定委員会が何 回か開かれてまもなく提言書が出るわけですけれども、そういったことはどういうふうな状 況下にあるのか、わかる範囲でよろしいです。
- ○議長(後藤清喜君) 病院事務長。
- ○公立志津川病院事務長(横山孝明君) 一応、策定委員会の中ではこの経営状況、収支状況、 そういうことも検討いたしておりまして、あとそういう公設民営、いろいろな観点からどう いうふうにすれば一番病院が安定的に運営されていくのかというところまで検討しておりま す。

委員会のほうからは、そういう内容で多分、建設することは今は建設しなきゃいけないということなんですけれども、5年後、10年後を見据えた経営の仕方とかというのはどうしたらいいのか、どういうところで医師を確保して、とにかくドクターがいなければ病院はやっていけないということなので、一番は医師をどういうふうに確保していくかということなので、その辺を5年、10年後を見据えた提言という格好で出てくるかと思います。

- ○議長(後藤清喜君) 14番三浦清人君。
- ○14番(三浦清人君) 病院の役割といいますか、言わずと知れた皆さんもわかるわけであります。住民が安心して生活ができる、そして住民の命を守るというのが一番の目的なわけです、この医療といいますか病院の存在といいますのはね。で、これから人口が、現在も減っておりますし、減る見通しなわけです。5年後、10年後の人口に見合った病院の建設、そしてやはりその初期の目的である住民が安心して暮らせるためには、病院の存続というのが大前提なわけです。存続させるにはどうしたらいいのかということをまずもって考えなければならない。全国の病院の破綻というものを見ますと、財政破綻なんですね。財政による破綻、この自治体病院。ですから、その辺のところもよく考えながらこの策定委員会の提言書というものが出るべきであるというふうに思いますが、町長、その辺。病院はなくてはなりません。そのためにはどのようにしたらいいのか、町長の今の考え方お聞かせください。

- ○議長(後藤清喜君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) 基本的には、今、委員会のほうで将来に向けての病院構想ということで ご審議をいただいているわけでございます。そう遅くない時期にその辺の内容等について私 のほうに持っていただくということになっておりますので、それを含めて我々としても考え ていきたいというふうに思います。

お話のとおり、地域にとってなくてはならない病院をどう守っていくかと。それが、公設公営であるのか、あるいは公設民営なのか、そういったことも含めて考えていく。それから、病院経営の第一義の基本は医師をどういうふうに確保するかとこれに尽きるというふうに思いますので、そういったことも含めて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長(後藤清喜君) ほかに。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第110号 南三陸町防災会議条例及び南三陸町災害対策本部条例 の一部を改正する条例制定について

○議長(後藤清喜君) 日程第10、議案第110号南三陸町防災会議条例及び南三陸町災害対策本 部条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第110号南三陸町防災会議条例及び南三陸 町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、災害対策基本法の一部改正に伴い、防災会議の所掌事務及び構成員並びに災害本部 条例の設置根拠について整理したいため、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。危機管理課長。
- ○危機管理課長(佐々木三郎君) それでは、細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料5ページをお開き願います。

新旧対照表の現行条例第2条第2号におきまして、南三陸町の地域に災害が発生した場合に おいて当該災害に関する情報収集することにつきまして、防災会議の事務としている点につ きまして災害対策本部の所掌事務として整理すべきであることから削るほか、文言の整理を 行うものでございます。

続きまして、6ページをお開き願います。

改正案第5項第9号におきまして、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者を加えまして、多様な主体の参画との法改正の趣旨に沿った改正を行うものでございます。南三陸町災害対策本部条例の改正につきましては、制定根拠となる条文にいわゆる条ずれが生じたことから、記載のとおり改正を行うものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第111号 南三陸町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正 する条例制定について ○議長(後藤清喜君) 日程第11、議案第111号南三陸町証人等の実費弁償に関する条例の一部 を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第111号南三陸町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、議会の公聴会及び議会の求めに応じ参考人として出頭した者に対してその実費を弁償する旨の規定を加える必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(佐藤徳憲君) それでは、議案参考書の7ページをお開きいただきたいと思います。 今回、大きく3点の改正でございますけれども、その改正につきましてはいわゆる地方自治 法が改正されまして、それを引用しております証人等の実費弁償に関する規定を改正する必 要が生じたということで、所要の改正を行うというものでございます。

新旧対照表の第2条の2号、いわゆる(2)でございますけれども、これが1つの改正でございまして、法100条第1項が法100条第1項後段、いわゆる後段の規定が追加になりました。いわゆる、これは議会の100条調査の関係でございますけれども、従来の改正前については議会は公共団体の事務に関する調査を行い、そういった関係人の出頭あるいは資料請求をすることができるとそういった内容が、今回この場合において特に必要があると認める場合にそういった選挙人とか証言の記録を請求することができると。いわゆる、前段と後段に分かれまして、特に後段の部分については特に必要があると認めるときと、そういった自治法の改正に伴いますこの第2号の改正でございます。

それから、3号、4号につきましては、今回条例を改正している際に、いわゆる条ずれ、項 ずれを発見いたしましたので、これを改めさせていただきました。したがいまして、3号、 4号については、従前と特に変わりはございません。

新たに、改正案の5号、6号に追加になりました。この部分でございますが、いわゆる備考

に書いていますように、議会の本会議において公聴会の開催あるいは参考人招致が行えることになったということで、従来は公聴会の開催あるいはそういった参考人招致は常任委員会、特別委員会あるいは議会運営委員会だけが持つ権限でございましたけれども、議会の本会議においてもこういった公聴会の開催あるいは参考人招致ができると、そういった自治法の改正に伴います改正でございます。

それから、8ページでございますけれども、いわゆる実費弁償の根拠規定でございますが、これまではそれぞれ委員会ごと、いわゆる常任委員会、議会運営委員会、特別委員会で個別の条文で実費弁償が支給できるという根拠法令がございましたが、今回は自治法の改正によりましてこの3つの委員会設置根拠を1つの条文にまとめた、いわゆる束ねたという表現になるんですが、それぞれ個別の条文規定が1つの法令に改められたということで、これについては特にそういった法の改正によりましてこれまでどおりのそういった実質的な改正等には影響ございません。

それで、今回条例を第1条と第2条、7ページと8ページに分けて出したんですが、これにつきましては施行の日が違いますので、第1条、第2条ということに分けさせていただきました。いわゆる第1条、7ページ関係の2つの改正については公布の日から施行、条例改正後公布しますけれども、公布の日から施行と。それから、8ページの部分については、これはまだ法律が施行になってございません。9月5日に公布になりまして、それから6カ月以内に施行をするということでございますので、今後それが施行になりました段階で8ページの関係については施行されるとこういうことでございます。

以上でございます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 (「なし」の声あり)
- ○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第111号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第112号 南三陸町暴力団排除条例制定について

○議長(後藤清喜君) 日程第12、議案第112号南三陸町暴力団排除条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第112号南三陸町暴力団排除条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、暴力団排除に関する基本理念等を定めることにより暴力団排除を推進し、もって町 民の安全で平穏な生活の確保及び町内の社会経済活動の健全な発展を図りたいため提案する ものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(佐藤徳憲君) それでは、議案書の8ページ、9ページにいわゆる条例が規定されてございます。11条の2まで、11条立てで今回制定するものでございますが、その前に議案参考資料の9ページのほうにそういった条例制定の背景あるいはまた条例制定の目的等を記載してございますので、まずもってそういった議案参考資料の9ページのほうで説明をさせていただきますけれども、今回条例制定の背景ということでポツ印で5点ほどございますけれども、まずもって宮城県のほうでは暴力団排除条例、いわゆる県条例が23年4月1日に施行されました。県内の市町村においても排除条例の制定が進められているところでございます。

現在の各市町の制定状況でございますが、制定済みが既に6市町でございます。今般の12月 定例議会に、当町も含めて17の市町が排除条例を提案してございます。3月までに予定して いるのが10市町ございました。恐らく、年度末までには県内の各市町で個別の排除条例が制 定されるものというふうに聞いてございます。

ポツ印の2つ目なんですが、暴力団員等による不当な行為の防止に関する法律、いわゆる暴力団対策法というのが24年の8月に改正されまして、その中には行政があらゆる入札、契約

等から暴力団を排除するとそういった旨の努力規定が盛り込まれてございます。これが2つ目の背景でございます。

それから、3点目として、当町も今復興事業を行っているわけでございますけれども、今後の復興関連事業の進捗に伴いまして暴力団等による各種事業への不当な解除等の可能性が否定できないということもございますので、そういった背景もあると。

それから、当町においては、過去において入札契約等からの暴力団排除について、平成20年に暴力団排除措置要綱を定めて対応を図っております。これは、あくまでも内規ということでございますので、今般条例化をいたしまして、町として暴力団排除の姿勢を示すことによって暴力団が介入してくることへの抑止力ということが期待されるということで、今回制定をする背景でございます。

以上を踏まえまして、暴力団対策法と県条例あるいは各市町の条例もございますけれども、 そういった足並みをそろえまして、町として暴力団排除の姿勢を明確にすると。そういうこ とで、既存の暴力団排除施策を包括する条例を制定すると、こういった内容でございます。

条例の目的、ただいまの背景をもとにしまして暴力団排除に係る基本理念を定めまして、暴力団排除を推進して町民の安全で平穏な生活を守るとそういったものが目的でございます。

それから、これまでに町の暴力団排除に関する取り組みということで条例、要綱等を制定してございますが、1つは南三陸町町営住宅条例というものの中に、暴力団及びその親族は町営住宅に入居できないという条例を制定してございます。それから、2つ目が暴力団の利益となる公の施設の利用の制限をしてございます。これは、条例で制定しておりまして、暴力団の利益となる公の施設の利用は制限をしてございます。それから、要綱、要領でございますが、入札参加業者指名停止要領及び暴力団排除措置要綱におきまして、暴力団等に関し指名停止あるいは下請け等からの排除、不当介入等による措置を定めているところであります。

それでは、今回の条例でございますが、8ページ、9ページになりますけれども目的、それから第2条は定義でございますので、ここには記載のあるとおりでございます。

第3条の基本理念でございますけれども、これは暴力団追放の三ない運動ということを基本 といたしまして「暴力団を恐れない」あるいは「資金を提供しない」、「暴力団を利用しない」、 こういった三ない運動を基本理念とするといった内容でございます。

それから、第4条町の責務ということで、県の暴力団追放推進センターと連携を図りながら 暴力団排除の施策を総合的に推進するというのが町の責務でございます。

それから、公共工事に関する措置でございますけれども、第5条でございますけれども、公

共工事に暴力団員等をまずもって参加させないというのが第5条1項でございます。それから、町が発注する工事、契約の相手方いわゆる業者でございますけれども、その業者が暴力団員等を下請けの相手方にしないということで、下請けにも暴力団は認めませんよとこういった内容です。それから、そういった当該業者がその工事等の施工に当たって暴力団員等から不当な行為を受けた場合については、県に連絡するとともに警察署に通報すると。いわゆる、受注業者の保護をこの第3号ではうたってございます。

それから、第6条関係でございますけれども、暴力団排除の自主的な活動につきまして、町 民と連携をしながらそういった排除活動に取り組んでいくといった内容でございます。

それから、第7条につきましては、そういった市民団体なりそういった排除活動を行っている方に危害が加えられる恐れがあるといったときには、そういった保護をしなければならないというような内容でございます。

それから、第8条、そういった暴力団等と訴訟問題等が提起した場合については、そういった町あるいは県等もございますけれども、そういった訴訟に必要な情報の提供とかあるいはまた必要な支援を行うといった内容でございます。

それから、第9条は町の啓発活動でございますけれども、暴力団排除等の活動に関しまして 積極的に啓発活動を行うとそういった内容でございます。

それから、第10条は県及び他の市町村との連携ということで、そういった排除の施策の推進に当たっては県及び他の市町と連携をとりながら行うと。いわゆる広域化といいますか、1つの町だけではなくて、他の自治体と一緒になってそういった排除活動を行うとこういった内容でございます。

以上が、今回の排除条例の概要でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますように お願い申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14 番三浦清人君。
- ○14番(三浦清人君) 直接暴力団とはいえないんですけれども、今月の中か先月の末ですか、 町内のある企業あるいは団体が当町に当たり屋というんですかね、車で事故を起こして賠償 請求を行う当たり屋が、たしか84台が来ておると。ナンバーもうたってあるんですね、なに わナンバーとか山口ナンバーとか神戸ナンバーとかですね。そのチラシを企業あるいは団体 の方々は配ったんですね。そういった情報は町当局にも来ているかとは思うんですが、その 際、町民にお知らせする手段といいますか、法的にできないのかですね。たしか警察のほう

からの資料かとは思うんですが、その辺はどうなんでしょうかね。町民全体にやっぱりお知らせしたほうが安全のためにはいいのかなという感じがするんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(後藤清喜君) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(佐々木三郎君) それでは、当たり屋等のチラシが私の手元にもあるわけでございますけれども、ナンバーを見ますと山口ナンバーとか大阪ナンバー、山口55とか結構古いナンバーでございます。この具体的なナンバーを警察のほうに照会を申し上げておりました。該当する車両が見当たらないというふうなことの見解でございましたので、町民の方にお示しをするのは差し控えたというふうなことでございます。
- ○議長(後藤清喜君) 14番三浦清人君。
- ○14番(三浦清人君) そうしますと、町内でそのナンバーが見当たればお知らせするという判断ですか。私が言っているのは、そういった情報があった段階で、いつ来るかわからないし、来ているかもしれない。これはわからない、1台1台探して歩くわけにもいかないんだから。今の答弁ですと、見当たらないからお知らせしないということですが、私はそうではないんじゃないかと思うんですね。そういうことが見込まれると、いい事じゃないんですから、悪いことなんですから。結局、防災と同じですからね、防災と。津波が来てから対策を講じるんじゃないんだ、ね。だから、そういうことが行政としてできないのか、できるのかという問題。できるんであれば、何かの手段を講じながらでもやる必要があるんじゃないかということなんですが、いかがでしょうか。
- ○議長(後藤清喜君) 危機管理課長。
- ○危機管理課長(佐々木三郎君) 私の説明があれなんですけれども、登録になっている、この明示されている車両が存在しないというふうなことでございますので、これがもし存在しているということであれば、皆さんにお示しを申し上げながら注意喚起を行ってまいりたいというふうに考えてございます。
- ○議長(後藤清喜君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。 これより議案第112号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで昼食のための休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長(後藤清喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第113号 東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規定に 基づく準則を定める条例制定について

○議長(後藤清喜君) 日程第13、議案第113号東日本大震災復興特別区域法第28条第1項の規 定に基づく準則を定める条例制定を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第113号東日本大震災復興特別区域法第28 条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定についてご説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災復興特別区域法に基づき認定された認定復興推進計画における復興産業集積区域の緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合を緩和し、被災地における中小企業者の早期の事業再生及び利便性を確保するために制定するものであります。 細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。
- ○産業振興課長(佐藤 通君) 細部説明をさせていただきます。

議案書の11ページと、それから議案関係参考資料の10ページをごらんください。

ある一定規模以上の工場の新設ですとか増設をする際には、その周辺の環境と調和を図りな がら適正に行われるようにということで定められているのが、この条例にあります企業立地 法というものでございまして、この企業立地法によりますとその工場の立地にはかなり厳し い規制が敷かれております。

その内容の一部に関しましては、関係資料の10ページのほうをごらんいただきたいんでございますが、10ページの右の下のほうでございますが、ここに工場立地法に定める準則というのがございます。つまり工場を立地する際に、この工場といいましてもいろんなタイプがございまして、主に製造業に係る工場でございます。このような製造等に係ります工場を立地する際には、その工場の敷地の一定規模以上に緑地ですとか、あるいは環境施設を設けなければならないと。この緑地といいますのは、例えばその工場施設の中にあります花壇ですとか植え込みですとか、そういうような緑地帯のことを申します。それから、環境施設といいますのは、その敷地内にあります憩いの場としての例えば池ですとか、あるいはベンチを置くとか、あるいはその従業員のための運動場だとか、それらを環境施設とこういうような規定をしております。これが、法律ではある一定面積といってもかなり厳しい規制をしておりまして、緑地では20%以上、それからその環境施設を含むとその敷地の25%以上をそういう施設にしなければならないということなんでございますが、これが今回の東日本大震災の復興特別区域法に基づきます復興計画、これに基づく産業集積特区を申請した場合には、これを緩和してもよろしいとそういうような内容でございます。

この復興推進計画に基づきます産業集積特区を宮城県全体として申請いたしまして、それでこれが国のほうから認められておりますので、今回この緑地等の面積を緩和することができるというのが、これが趣旨でございまして、その条例で定める場合にはその条例のほうが今回のこの工場立地法の準則に優先するという特別なものでございます。なものですから、地方公共団体の条例で定めるほうが優先するものですから、今回この緑地とそれから環境施設の面積をこの条例の内容の第3条でございますが、敷地面積に対する割合をそれぞれ100分の1以上、つまり1%以上にするとこういうような内容でございます。最初に、私、一定規模以上の工場立地と申し上げましたけれども、これはその一定規模といいますのは敷地面積が9,000平方メートル以上の工場を申します。ですから、仮に1万平方メートル、敷地面積が1へクタールの工場を新設しようとする場合には、その1畝以上を緑地あるいは環境施設面積として設置しなければならないとそういうような条例を制定するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10 番大瀧りう子君。
- ○10番(大瀧りう子君) 一定の規模の企業ということで、じゃあどれぐらいなのかなと今、私

思っていましたら9,000平方メートルということで、そうしますと大分規制緩和されて、私からいうと何か緑が少なくなって環境的には余りよくないかななんて思って見ていました。そうしますと、それ以下の企業というか、そういう企業にはこれは当てはまらないということになるんでしょうか。それをちょっとお聞きします。

- ○議長(後藤清喜君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(佐藤 通君) 先ほど私申し上げましたその工場の種類にもよりますけれども、 主に製造に係る工場でございます。なものですから、事務所ですとかあるいは1~クタール ほどの事務所というか、例えば銀行が1~クタールの敷地を設ける場合にはそれは該当いた しません。敷地面積が9,000平方メートル以下であれば、この法律は適用の範囲外でございま す。
- ○議長(後藤清喜君) 10番大瀧りう子君。
- ○10番(大瀧りう子君) そうしますと、もしそういう申請があった場合は町で、申請をして許可するかしないかということをここで決めるわけですね。その点の基準というのが、この一定の企業というか、そういうことで。もう具体的には、その一定の企業の詳細を決めなくてもいいのかなと今私は思っていましたので、その辺の算定の仕方というか許可する場合のそういうことはどういうふうになりますか。今、具体的には銀行はだめだとか課長は言いましたけれども、そういうのはあるんでしょうか。
- ○議長(後藤清喜君) 産業振興課長。
- ○産業振興課長(佐藤 通君) 主に製造にかかわる工場なものですけれども、例えばこの製造に係る工場も8つの種類に分けておりまして、法律上はですね。例えば、石油製品を使った、パイプをつくるだとか、あるいは化学製品をつくる、農薬をつくる工場ですとか、あるいはガラス製品をつくる工場ですとかそのような形に分けておりまして、ですから製造にかかわる企業ということになります。ですから、それ以外の、例えば倉庫だけを置くような場合あるいは運送だけをするような場合、その倉庫を置くような敷地の企業というか工場は該当いたしません。

ただし、倉庫でも、その関係するその工場がつくった製品を保管しておくための倉庫は該当すると。ほかの関係しないところでつくった製品を保管しておいて、それを別のところに運送するための一時保管のための倉庫は該当しないだとか、そのようにこの工場立地法は詳しく決めておるんですが、これは昭和34年にできた法律ですけれども、昭和47年に改正されております。それは、その当時環境問題ですとか、特に公害問題等が騒がれた関係でこのよう

に厳しくなったものと、その背景にはそうあるように私のほうでは見ております。 以上です。

- ○議長(後藤清喜君) 10番大瀧りう子君。
- ○10番(大瀧りう子君) 私もその辺がちょっと心配なんです。せっかく環境をよくするための 法律が緩和されるということで、今課長の話だと石油製品とか化学工場とかガラス製品とか、 そういうやっぱり住民にとって非常に身近な環境が破壊される例も聞いておりますので、や っぱりこれを許可するためには町としてもきちっと精査しながらするべきだと思いますので。 以上です。
- ○議長(後藤清喜君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第113号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第114号 南三陸町オーストラリア友好学習館設置及び管理条例 制定について

○議長(後藤清喜君) 日程第14、議案第114号南三陸町オーストラリア友好学習館設置及び管理条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第114号南三陸町オーストラリア友好学習 館設置及び管理条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、現在ベイサイドアリーナ南側の敷地に建設中の生涯学習施設について来年2月1日

から公の施設としての運用を開始したいため、地方自治法第244条の2第1項の規定により施設の設置及び管理に関する事項を条例で定めたいため議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(及川庄弥君) 最初に、本施設はオーストラリア・ニュージーランド銀行による寄附金によって現在建設しているものでございます。12月中に完成というふうな予定でございます。南三陸町オーストラリア友好学習館設置及び管理条例というふうなことでございます。

最初に、議案関係参考資料の11ページに立面図、東立面図ですかね。あと、南立面図がありますが、当初は飾り屋根ということで考えていたんですが、いろいろオーストラリアの関係支援団体のほうから話があって、腰屋根で自然採光を取れるような屋根にしてございます。

次のページに平面図がありますけれども、幅が22メートルの奥行きが10メートルというふうなことでちょっと狭くて申しわけないんですが、220平米、66.6坪というふうなことで、12間ちょっとと5間半ぐらいの66坪ほどの建物でございます。下のほうに、濡れ縁ですかね、縦じまといいますかそういうのがありますけれども、ここは濡れ縁でございます。現在、芝生の工事をやっていますけれども、この濡れ縁を使って野外コンサートといいますか、そういうようなものもできたらばというふうなことで計画しています。部屋的には、下のほうから車いすも行けるようなスロープがあって、玄関があってというふうなことで、玄関を入って右側が事務室ですね。で、交流室が12畳、学習室が8畳、あと上のほうに小さな多目的利用室ということで6畳ほどの、ここは畳の部屋でございます。それから、メーンとなるのが右側の図書室ということで、48畳ほどの、24坪ほどの図書室がございます。

それでは、条例のほうでございます。

13ページでございますが、設置ということで生涯学習の振興を図るとともに国内外との交流及び友好を推進し、もって町民の心豊かで生きがいのある生活の創造に資するため南三陸町オーストラリア友好学習館(以下「学習館」という)を設置するというふうなものでございます。

名称及び位置ということで、名称が南三陸町オーストラリア友好学習館、位置が南三陸町志 津川字沼田56ということで、ベイサイドアリーナのトレーニング室の前でございます。現在、 図書館がベイサイドの2階に入っているんでありますが、その図書館が主に入るような予定 でございます。したがいまして、この3条、4条関係ですね。利用時間とか休館日とかにつきましては、図書館条例に準じた形になっております。土日とか何かも開館する予定でございます。

そういうことですが、職員配置とかあと利用許可等につきましては、委員会のほうの組織規則あるいは庶務規定というふうな形で規定する予定でございます。また、職員配置等につきましては、町長部局のほうとも協議しながら、歌津公民館が平成の森のあのコミュニティ図書館に入ったらいろんな公民館の活動ができて喜ばれているので、今後でございますけれども志津川公民館等が入るようになるかどうかは検討してまいりたいと思っております。

それから、利用許可でございます。第5条、友好学習館の次に掲げる施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様であります、ということでございます。これは、先ほど図面で見た交流室ですね。これにつきましては、内外の交流友好事業ですかね、それを優先した形で使ってもらうと。学習室については、子供たちの仮設とかの放課後の勉強とか、あるいは休みのときの自主学習にも利用してもらいたいなというふうに考えてございます。

それから、教育委員会は、友好学習館の利用が次の各号のいずれかに該当するときは利用許可をしないということで、これらは公の施設の一般の不許可要件でございます。いずれもこういう形で公の施設の不許可要件がございます。

次の6条の利用許可の取り消し等、これらも一般の公の施設の要件でございますので、省略 させていただきます。

次のページに行きまして、これらも次の損害を補償しないとこういうのも一般の要件で、公 の施設で指定されているところでございます。

それから、7条の使用料でございますけれども、友好学習館の使用料は無料とするということで、これはメーンに図書館が入るので図書館法の17条ですね。入館料等利用対価はだめですよというふうな規定がありますので、その交流室なり学習室もそういうことで、学習活動関連あるいは友好交流等の設置目的に合致したものについては無料という形でございます。

それから、利用者の遵守事項、これらも公の施設の一般的な要件でございます。

損害賠償、これも同じでございます。

それから、委任、第10条、この条例の施行に関し、必要な事項は教育委員会が別に定めるということでございます。施行規則は制定するということでございますが、ここで呼称としてコアラ館というふうな名称をつけたいというふうに規則で考えております。これらは、避難

所の当時、ギラード首相が来たときに、子供たちにコアラの縫いぐるみを差し上げて大変喜ばれたといいますかそんなこともありまして、支援者のほうからそういう話もございました。それから、附則としまして、この条例は25年の2月1日から施行するというふうなことでございますが、これは図書館の引っ越しがあるので、ちょっと配荷するのに時間がかかるということで2月1日施行というふうな形にしております。1月19日にはオーストラリア大使に来ていただいて、落成式をやる予定にしてございます。で、2月1日からの施行というふうなことでございます。

よろしくお願いします。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 1 番千葉伸孝君。
- ○1番(千葉伸孝君) オーストラリアの金融団ですか、そちらのほうからの寄附金でもって今回の交流館を建てられるということなんですけれども、当初の計画の中に志津川市街地の中央区のほうに生涯学習センターという教育施設関係があの部分に建つような話を行政のほうから聞いたと思うんですけれども、そっちのほうとの、その施設を建てることによっての中身の共通性があって同じものができるのかなというような感じはするんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

あと、この交流館ということなんですけれども、今アリーナの隣にできたということなんですけれども、この部分はずっとこのまんま存続をさせて図書館、あと談話室とかそういった形で活用となるということでしょうか。この辺、お聞かせください。

- ○議長(後藤清喜君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(及川庄弥君) 復興計画の中で、文教施設ですかね、それについては中央地区 に図書館とかあるいは公民館とかも一緒になりますかね、児童館とかそういう計画はありま すけれども、それができるまでといいますかそういうことで考えてございます。

それで、その後、できた後はベイサイドアリーナ、そのとおり会議室とか何かがないので、 今も満杯のような状態なので、ベイサイドアリーナの附属施設でもないですけれども、補完 するような形で活用できたらなというふうに考えております。

- ○議長(後藤清喜君) 1番千葉伸孝君。
- ○1番(千葉伸孝君) 新しく中央区にできた場合は、そちらのほうに図書館とかその辺を移して、こっちは別な形でもって活用するというような今の話しでした。しかしながら、被災後、あそこの場所というのは災害の対策本部とかあと自衛隊のお風呂場とか、いざというときの

空き地として今まであそこが活用されていました。今後も何か有事の場合は、どういった形の場所でもって対応するのか、その辺も行政としては、町としては考えなければいけないと思うのですが、その辺の有事の場合、今あった場所とかいろんな部分の、そういった場合の土地というのの確保というのは、その辺は大丈夫なんでしょうか。有事の場合です。

- ○議長(後藤清喜君) 復興企画課長。
- ○復興企画課長(三浦清隆君) 計画サイドで、公共施設の配置計画をただいま進めているところでございまして、例えば大火災発生時での当面の第一次的な避難場所等、相当広い場所も必要になってこようかと思いますし、またヘリコプターの発着所等も必要になってまいりますので、そういった場面も想定しながら公共施設の配置を考えていかなければいけないというふうには考えてございます。

現時点ではその用地はこれから造成という形でございますけれども、基本的にはそれらに見合った形での用地の確保は当然図ってまいるというふうに考えてございます。

- ○議長(後藤清喜君) 1番千葉伸孝君。
- ○1番(千葉伸孝君) この間の津波警報のときに、低いところから逃げてきた方はアリーナのほうに随分逃げました。多分、車でみんな避難されてきたので、避難勧告が解除になったときにはあの道路が、通路が車でいっぱいになりました。そういった経緯は今後も考えられますので、なったときというのでは遅いと思うので、今からそういった避難場所の確保、その辺も含めて行政のほうにはできれば準備ということで、この辺お願いしたいと思います。

終わります。

○議長(後藤清喜君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第114号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第115号 工事請負契約の締結について

○議長(後藤清喜君) 日程第15、議案第115号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第115号工事請負契約の締結についてをご 説明申し上げます。

本案は、東日本大震災で被災したばなな漁港の道路、護岸及び用地の復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。
- ○建設課長(三浦 孝君) それでは、議案関係参考資料の13ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成23年度ばなな漁港道路、護岸用地復旧工事でございます。ばなな漁港、ご存じのように3カ所に分かれております。名足地区が道路、それから道路護岸、用地。中山地区が道路、護岸、それから用地のかさ上げでございます。馬場地区が道路と用地のかさ上げ、それぞれ記載の数量分を施工する予定でございます。今回は、物揚場については既に契約済みでございますが、その背後にある施設の工事になります。

次の14ページをお開き願いたいと思います。

まずもって、名足地区の平面図が載ってございます。赤く着色した部分が、今回の施工箇所になります。上側が海、下側が陸側という配置になっております。物揚場、白く塗っておりますが、これは既に契約済みで、この背後にある部分の施工という形になります。道路につきましては151.8メーター、それに附属する道路護岸、このかさ上げ等が必要でございますので、これが47.7メーター。それから、背後の用地のかさ上げが約3,000平米でございます。

次に、15ページにこれらの標準断面が載っております。上の図面が、道路の標準断面でございます。道路幅員、全幅で6メーターの広さになります。これにつきましては、用地とあわ

せて沈下量に相当する部分のかさ上げという形でございます。それから、下の部分が道路護 岸の標準図でございます。物揚場と同様に1メーター腹づけをして、沈下量に相当する分を かさ上げするという工法でございます。

16ページが中山地区の平面図でございます。これにつきましても、赤く着色した部分が今回 の施工箇所でございます。道路につきまして174.5メーター、護岸が66.2メーター、それから 用地が3,000平米でございます。

17ページに標準断面図が載っております。これにつきましても、名足地区と同様に道路につきましては幅員6メーター、それから用地とあわせて沈下量に相当する分のかさ上げということでございます。それから、その下に護岸の標準断面が載っておりますが、これにつきましても物揚場と同様に1メーターの腹づけをして沈下量に相当する分をかさ上げするという工事の内容でございます。

18ページが馬場地区の平面図でございます。道路55.6メーター、用地が200平米でございます。

19ページに標準断面が載ってございます。馬場漁港につきましては、道路幅員4.5メーター、それから物揚場も含めまして沈下量に相当する分を今回かさ上げをするという工事内容でございます。

これで、水揚げに関する分の施設について一応の復旧を見るということでございます。以上で説明は終わりますが、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 (「なし」の声あり)
- ○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第115号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第116号 財産の取得について

○議長(後藤清喜君) 日程第16、議案第116号財産の取得についてを議題といたします。 職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第116号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、入谷地区災害公営住宅整備事業用地の取得について南三陸町議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当参事からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課参事。
- ○復興事業推進課参事兼用地対策室長(佐藤孝志君) それでは、細部説明をしたいと思います。 差し当たり考え方のほう、災害公営住宅の整備につきましては、東日本大震災による被災の 状況、住民の住まいに関する意向調査などを踏まえまして公営住宅の建設戸数、構造、整備 手法、間取りなどの整備方針をまとめ、平成24年3月に南三陸町災害公営住宅整備計画とし て決定されたところであり、この計画に基づき平成24年度から27年度までの4年間、災害公 営住宅の整備を計画的に進めていくものであります。

本日、配付されております議案関係参考資料の2ページ目をちょっとお開きいただきたいと 思います。すみません、追加提案のその2の部分でございます。

こちらのほうに配置図と位置図を記載してございますが、再度きのう現地のほうは確認しているわけですが、ちょっとご説明をしたいと思います。今回、入谷地区災害公営住宅整備事業用地として取得する場所は、国道45号の汐見橋から国道398号線を入谷方向に3キロ程度北上しました桜沢の丘陵地であります。付近には、国道398号と県道志津川登米線等が走っておりますので、その辺はちょっとご理解いただきたいと思います。計画の戸数につきましては全体で51戸を計画し、うち42戸は3階建てのコンクリート造りの集合住宅で、あとの9戸は戸建ての木造住宅を整備する予定であります。附属施設としては、駐車場、集会所などを予定しております。

次に、議案参考資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうに構図等が入ってございますが、今回入谷地区災害公営住宅用地として取得す

る全体の面積は1万4,728.89平方メートルの土地でありまして、現況の地目は宅地、田、畑、山林の4地目で、桜沢の49番、49番2、51番、52番、53番、68番2、72番1、72番4の8筆、所有形態は2人で、契約金額の合計は2,360万円ほどになっております。図面でいえば、全体的に青い色を示した区域になります。

議会の議決に付すべき契約、財産の取得又は処分に関する条例3条では、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分につきましては、予定価格が700万円以上の不動産もしくは動産の買い入れもしくは売り払いとして、土地につきましては1件5,000平米以上というふうな限定されている状況にあります。これまでは、取得しようとする土地が一団を構成している場合、同一目的で取得するものであればその全体を一団の土地として考えてきたところであります。しかしながら、先般、他の自治体において同事業においての司法判断によりまして、議会の議決を要する1件という考え方が、事業を単位とするものでなく売買契約を単位とするものとして判断されたものであります。

したがいまして、今12月定例会以降におきまして議会の議決に付すべき財産の取得、処分等に係る1件の考え方ですが、1団地と取り扱うのではなくて売買契約を単位とした取り扱いとさせていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願いするものであります。

このようなことから、先ほどもご説明しましたが、全体の面積は1万4,728平方メートルで、土地でいえば8筆、お2人の契約金額の合計が約2,360万円でありますが、今回議会の議決を要する面積は1万2,428.01平方メートル、地番でいえば49番、49番2、51番、68番2、72番1、72番4の6筆、契約金額で1,825万5,785円であります。よって、桜沢の52番、53番の所有者は1人であり、契約金額につきましても534万4,530円で取得面積は2,300平方メートルでありますことから、議会の議決を要する案件には該当しませんので、対象外として取り扱わせていただくような形になります。

以上で、入谷の公営住宅の用地の取得に関しましてご説明は終了しますが、よろしくご審議 のほどをよろしくお願いいたします。以上であります。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 2 番髙橋兼次君。
- ○2番(髙橋兼次君) この財産の取得というようなことでして、これから随時、移転地の買収 が進んでくるんだろうと思いますが、この移転先の土地所有者に対する譲渡所得特別控除、 これがあろうかと思いますが、今回はこのお2方というようなことで、その上限からは超え てはいないようでございますが、その上限が2,000万円と聞いているわけでございます。それ

で、中央のほうではこの上限というか、控除のかさ上げを提案されているようにも聞いているわけでございますが、その辺の流れといいますか、どうなっているかわかればお願いします。

- ○議長(後藤清喜君) 復興事業推進課参事。
- ○復興事業推進課参事兼用地対策室長(佐藤孝志君) 当課におきましては、事業の計画の内容がしっかり固まった時点で、税務署さんのほうと事前協議をしてございます。それで、本契約に当たりましては税務署さんから、今議員おっしゃったように2,000万円の協議というふうなことで済んでおります。

いろいろそういうふうな金額等の要望もというふうなお話しもございましたが、その辺につきましては具体に私のほうでもちょっとつかんでいない部分もございますので、これからちょっと検討を含めて作業を進めていきたいというふうに考えております。

- ○議長(後藤清喜君) 2番髙橋兼次君。
- ○2番(髙橋兼次君) 土地を提供される方々、喜んで提供される方々ばかりであるわけではございませんので、いろいろと苦悩しながらこういう世の中の状況であるというふうなこと先祖伝来の土地を提供しているわけでございます。それに対して、被災者を初め町でも相当な協力をいただいているわけでございますので、この方々に対して町として何らかのやはり努力をすべきじゃないのかなと。

それで、そのかさ上げの件も、これは10月の2日の河北新報に載っている記事だったんですが、2013年度の税制改正で要望をというようなことが打ち出されているようでございますが、その辺2,000万円じゃなくて2,500万円、3,000万円と特別控除の額が広がるように連携会議等々の中でもそういうものを協議しまして、県国のほうに要望するべきだと思いますが、町長どうですか。

- ○議長(後藤清喜君) 佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) この災害で、今お話しになったように先祖伝来の大変貴重な土地をご協力いただくわけでございますので、そういった税制的な面で優遇措置といいますか、そういうのが何とか我々のほうで声を出しながらその辺を訴えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(後藤清喜君) ほかに。5番山内昇一君。
- ○5番(山内昇一君) いよいよ南三陸町の第1号といいますか、災害公営住宅が着工するわけ でございます。26年度は完成で、渡すということですね。そういうスピードでやるというこ

とで、大変よかったなと思います。そして、いよいよ木造とそれからURのほうでそういった建築が予定どおりされるということも聞いております。場所的にも非常にいいですし、398の道路沿いということの地理感もあって、我々は全くいいなと思います。

ただ、きのう視察といいますか現場を見てまいりましたら、立木といいますか居久根がちょっとあるようでございます。そういった中で、下のほうから見るとちょっと見通しも悪いし、その辺撤去して、あるいは伐採の計画があるのか。できたら、日当たりの関係もありますのでどうなのかなと1点だけそういったお話しを聞きまして、早目にとにかく着工推進に向けて事業を進めてもらいたいなと思いますので、その辺をひとつ。

- ○議長(後藤清喜君) 復興事業推進課長。
- ○復興事業推進課長(及川 明君) 事業着手につきましては、年を開けまして入札という手順で進んでいくかというふうに思っております。

それと、398号から入りまして左手、図面でいえば東側になりますが、ここに樹木が、森林がございますが、実はここの地権者とも伐採のお話しを既に、内諾を得ているということで、 状況を見ながら、日照条件を勘案して伐採をしていきたいということでお願いはさせていただいております。

- ○議長(後藤清喜君) 5番山内昇一君。
- ○5番(山内昇一君) それを聞いて安心しました。できるだけ下からも見て、あそこの場所に南三陸町の第1号の公営住宅ができたんだということがはっきりわかるように。それから、あそこに住む方にしても下が見通せないようなのでもこれもまたうまくないので、そういったことを1点だけお願いして、早目にスムーズにお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(後藤清喜君) ほかに。14番三浦清人君。
- ○14番(三浦清人君) ちょっと私の説明の聞き方が悪いのかどうなのか、要するに議会の議決 案件の範囲といいますか従来の条例なり法律で定まっている何平米あるいは金額、契約につ いて、今回は震災によって特例で行われるのか、あるいは永久的に法の改正に基づいてやる のか。そうなると、我が町の条例そのものはどうなるのかですね。その辺、ちょっと私も解 釈が悪かったので、その辺を詳しくもう一度お願いしたいと思いますし、それから1つ。

関連なんですが、後の議案に全く関連するものがないので今質問するんですが、これは公営 住宅。高台の関係なんですが、今その高台を希望する方々にアンケート調査といいますか、 調査書が配られているんですね、うちを建てることについて。その調査内容なんですが、家 を建てる際の自己資金は幾らだとかお金は幾ら借りるんだと、どこから借りるんだとかというような調査内容だというんですね。実は、今お昼休みにそういった方から、前からも言われていたんだけれども、強く言われたんだよ。町が何でこんなことまで調べなくちゃわからないんだと、個人情報でないかとみたいな話をお昼休みに言われたもんですから今質問するんですが、それはあくまでも国の交付金ですかね、造成するに当たって、あるいはうちを建てる支援金等々も絡みがあって国の指示でやられているかと思うんですが、果たしてそこまで調査する必要があるのかなと。町でもって、独自でそこまでやらなくてもいいように進むことはできないのかどうかですね、調査項目内容が。貯金何ぼあるんでどこから借りるんだ、何ぼ借りるんだというような調査内容。仕方ないこともあるかと思うんですが、その辺の考え方は今後どうなるのかですね。その辺をお聞かせください。

- ○議長(後藤清喜君) 遠藤副町長。
- ○副町長(遠藤健治君) 前段の質問にお答えいたしますけれども、今回は災害公営の関係での 用地取得でございますけれども、今後こういったものに限らずいろんな町の土地の取得ある いは処分についてもかかわってきますのでご説明申し上げておきますけれども、先ほど担当 が説明いたしましたけれども、これまで土地の取得あるいは処分ということで議会とのかか わりにつきましては、条例そのものは基本的には変わってございません。これまで、例えば 団地造成をするために用地を取得しますと。それを議会に付すべき議決の要因というのは何 ら変わってございませんで、例えばそういった場合に5人の地権者がいたと。同一目的である一定の面積を同一事業を行うために取得をすると、あるいは処分をするという分について は、一団の土地としてその土地の全体の面積あるいは金額が議決の要因にかかわるのか、かかわらないのかと、いわゆる条例で定めている金額に。そういう形で、これまで実はずっと 取り扱ってまいりました。

実は、先般他の団体で同一事案の司法判断が出まして、条例あるいは自治法が定める議会の議決、そういった財産の取得にかかわる1件という考え方については、一団の土地ということでなくて、あくまでも1契約としての判断をなすべきが正しい判断だということで、これはもう既に最高裁も含めて最終確定をいたしてございますので、各市町とも、多分多くの団体はこれまで長い間そういった行政実例に基づいて、一団の土地として議会の議決に付すべきかどうかというものの判断をしてきたところでございますけれども、近々にそういう司法判断が出ている以上は今後の扱い方については取得にあっても処分にあっても1つの契約、例えば今回ですとお2人かかわっているわけでございますけれども、これまでですと全体に

ついて議会の議決に付しておったんですけれども、今回については1人については数筆ございますけれども、これを1つの契約で取り交わしをするわけでございますから、それが議会の議決要件に達しているというので、お1人の分についてだけ議会の議決ということで上程をさせていただいています。もう1人については、金額面積とも議会の議決要因を満たしていないということでございます。

今後、これからいろんな二十数団地、高台移転するわけでございまして、同様に今後そういった場合についても、そこがお1人であったりして大きくする場合については当然議会に出てまいりますけれども、ある一定の面積であってもそれが数人の部分ですと議会の議決要因としては出てこないということになりますので、冒頭担当のほうが今後の扱い方についてご説明をさせていただいたということでございますので、それらについては何らかの場で、予算も通してそういった場で、皆さん方にここの高台についてはこういった全体でこれぐらいの面積になる、これぐらいの数人の地権者がいらっしゃるということについては、やっぱりこれまでの経過がございますので、ご説明ができる機会が別な形であればいいかなというふうには考えてございますので、今後は処分についても同様になるというように思いますので、あらかじめそこはご理解をいただきたいというふうに思います。

- ○議長(後藤清喜君) 復興事業推進課長。
- ○復興事業推進課長(及川 明君) 議員がおっしゃいましたのは、最終的に高台移転に参加する意向確認書の件だと思います。その中で、確かに提出される方からすれば自分の財産的な部分まで記載するのはどうかというご指摘も理解とすれば私どももわかります。

ただ、防災集団移転事業の場合は高台に造成して終わりではなく、高台に家を建てるまでが 集団移転でございまして、その中でその高台に移られる方が家を建てる際に自己資金であれ ばそれはなお結構でございますけれども、ローンを借りる際はそのローンの利息相当分を集 団移転事業費の中から補助することになっておりますので、その算定をするための資料であ るということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

- ○議長(後藤清喜君) 14番三浦清人君。
- ○14番(三浦清人君) 最初のほうであります。

議決案件が少なくなったという解釈にはならないかと思うんですが、それなりに我々もまた 監視を強めなきゃならないという責任も出たわけです。執行部にしてみれば楽なことかなと いうふうに思うんですが、やはり昨日言ったように、その都度その都度議会の議決案件じゃ なくてもやはり説明をして、きちんとやっていただきたいというふうに思います。 わかりました。ただ、それはあくまでも国のほうからの方針でしょうから、その調査項目というのはね。その中で、その利息の関係もあるからですか。はい、はい、わかりました。 終わります、はい。

- ○議長(後藤清喜君) 遠藤副町長。
- ○副町長(遠藤健治君) これを故意に分散をして議会の要因から外すというものでございまして、司法判断でございますので。ただ、逆にいいますと、1つの団地の大きく2人ですと、今までですと1議案で済んだんですけれども、ある意味じゃ2つの議案、1つの団地でも大きいのが3人いると3議案ということにもなりますので、必ずしも町の、いわゆる議案に提案する議案が少なくなるということでもございませんし、ただ、とはいえやっぱりそこの土地にどういった方々がどういう形でかかわっていらっしゃるだとか、そういうところはやっぱり議会としてもこれまでの経過からすれば、ですからこれは予算審議の際とか、あるいはそれにかかわる工事請負のときとか何かしらの機会を見つけながら、そういった分についてはできる限り議会の皆さんにもお示しできるというか、理解いただけるような場は必要なのかなというようには考えてございます。そういった方法については、別途いろいろ検討をさせていただきたいというふうに思います。
- ○議長(後藤清喜君) ほかにございませんか。11番及川 均君。
- ○11番(及川 均君) この入谷地区災害公営住宅の取得ということであります。この取得単価として宅地、畑、山林とあるわけでございますけれども、今回がこれから用地取得の第1号というような話もございましたが、これから高台移転だとかあるいはすべての買い上げることだけのようでありますね、用地に対しては。その第1号でありまして、今後この価格の相手のあることですから、価格の取り決めというものはかなり難しいところも出てくるのかなと思うんですが、その算定基準ですね。今後、これに限らず各種事業皆すべて買収事業にかかるんですね。そのときのその土地その土地の算定基準というものは、どういうものを算定基準として町として望むのか。そこのところをお知らせください。
- ○議長(後藤清喜君) 復興事業推進課参事。
- ○復興事業推進課参事兼用地対策室長(佐藤孝志君) 土地を取得する単価につきましては、公共用地の取得に伴う損失補償基準というものが、あるいは運用基準というものがございます。 それと同時に、土地価格比準表というふうな基準がございまして、取引事例を基準に価格標準値の価格を決定しまして、そこから各取得する土地を比準して最終的に単価を決めるというふうな流れになってございます。それと同時に、不動産鑑定士に基づく価格を委託してご

ざいますので、それらを総合的に判断しまして取得する単価を決定することになります。

- ○議長(後藤清喜君) 11番及川 均君。
- ○11番(及川 均君) 震災後には、当局の答弁ではずっと売り買いの事例がないから、今後はもう各土地について価格の算定のしようがないと、立てようがないということできたわけでありますね。その後、高台移転が進んで住宅の算定がなって、住宅用地あるいは高台用地の売り渡し価格とかと出てきまして、それなりに今度は民間でも動いてきて、一部にも出てきたということであります。いわゆる住宅用地として売り買いが出てきたと。

しかしながら、その中で私が聞いた話なんですが、南三陸町では地価が相当に上がったと。 それで、現在、とにかく国交省の示す値段でなければ誰も了承しないとこういうふうな話を 聞いているわけですよ。これ以上高い値段はないわけでありますから、南三陸町においては というような話なんですね。町だって今後は買収に入れば、当然それらを勘案しなければ地 権者はうんといわないべなというような話がまことしやかに流れていますが、その辺のとこ ろは考慮されるんでしょうかと思うんです。

- ○議長(後藤清喜君) 復興事業推進課参事。
- ○復興事業推進課参事兼用地対策室長(佐藤孝志君) 確かに、三陸道関係で買収に係ってくる 部分がございますが、価格的にもいい価格で売買されている事例もありますが、それらを踏 まえて取引事例の中を勘案しまして、町としての買い取り価格を決定するというふうなこと になりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。
- ○議長(後藤清喜君) 11番及川 均君。
- ○11番(及川 均君) 土地の価格ですから、その土地土地によって海岸部もあれば山の手もあると。価格は、その土地土地によってさまざまあることは事実でありますね。しかしながら、例えば三陸道が近くを通ってこの価格で売れたのに町の事業ではこれしか売れないと、この価格しか提示されないというようなことになってきた場合、かなり交渉なんかも難航するのかなということも考えるわけですね。そうしたとき、町としてきちっとしたその算定基準というものは、何を基準にやるのかということをもう1回お知らせください。地権者を説得するその理にかなった基準というものはどういうことなのか、何を基準にするのかということを教えてくださいということです。
- ○議長(後藤清喜君) 復興事業推進課参事。
- ○復興事業推進課参事兼用地対策室長(佐藤孝志君) 取得する価格の単価につきましては、今 お話しいただきましたように、三陸道等の取得単価も取引事例として加味しながら取得価格

を出していくと。国でいえば、先ほどお話ししましたように、土地価格評価比準というふうな基準がございますので、それらをもとに地形とかあるいは面積とかあるいは形状ですね、 これらを勘案して取得価格を算出するような形になっております。

- ○議長(後藤清喜君) 12番鈴木春光君。
- ○12番(鈴木春光君) この土地取得について、きのう現地を見させていただきました。さらには、きょう図面を配付していただきまして見るところによると、私もこの設計が出てしまってからこうした意見はどうかなと思うんだけれども、この建て方、位置……。つまり、私が言いたいのはこの戸建ての分なんだけれども、398から入るあの傾斜地、急な坂道を上がっていくところの、つまり進入口から右側に9戸が建てられるんですよね、これを見ると。でしょう。そうすると、あそこは、私たちは入谷に特に住んでいるもんだから、つまり日当たりが余りよくない箇所、つまり今までのように杉を生やしていると当たらない日もあるかもしれない。つまり、冬場になるとここは通称、うちのほうでは「なれ」というんだけれどもね。「なれ合い」じゃなくて、「なれ」。日の当たらない場所になるんじゃないかなというふうな思いから今この質問をしているんですけれども、この変更はできないのか。

なぜかというと、せっかく第1号ですよ。しかも、土地をいっぱい安く売って建ててもらうんだけれども、日当たりが丸きり悪いところに戸建てをした場合に、そこへ居住する。住む人たちが、一生そこで過ごすとなるとどういう思いをするかということの中での質問なんです、私は。こいつは少し、抽選で当たったから仕方ないとあきらめさせるよりも、むしろ集合住宅の前のほうへ、つまり現在、信倉の線へ通ずる路線があります。そちらのほうの近くに建てるのが好ましいんじゃないかなと。現在のこの図面を見ると、山際を通って法面の下を398号線から進入した道路が、山際を通って信倉線既存の道路へつながるような図面じゃなかろうかとこういうふうに思うんですけれどもね。この道路、今の道路に面して建て方を変える必要性があるんじゃないかなと。

やっぱり戸建てを買ってよかったやと、これ朝から晩まで日が当たってやというような、少なくとも1時間、2時間当たるような場所の造成だの建築が必要じゃないかなとこんなふうな思いなんだけれども、設計してしまったから、計画建ててしまったからというような形でなくして、一生の悔いを残すような建て方はさせるべきじゃないんでないかなというような思いでただいまの質問をするわけですけれども、このことについてのお答えをちょうだいいたします。

○議長(後藤清喜君) 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長(及川 明君) 先ほども5番委員よりご質問がありまして答えさせていただきましたが、398から入っていく道路の東側、携帯電話のアンテナが立っているあそこの山林の所収者につきましては、既に伐採のお話しを進めておりまして、いずれ日照条件を改善するような方向で検討しているところでございます。

それと、戸建てを上のほうに配置ということになりますと、集合住宅そのものの配置も大幅に変えなきゃないということもございますので、そういった部分についてはご理解いただきたいというふうに思います。

- ○議長(後藤清喜君) 12番鈴木春光君。
- ○12番(鈴木春光君) 既に造成が始まっているようだけれども、木を切ったってこの場所は風当たりも強いんですよ、風当たりも。398から真っ向に流れてくる風当たりも強い場所。そのために、さきに居住していた人が住宅を移したんですから、ね。その場所へ町の人たちを呼び込んで苦情を買うような住宅にしたら、入谷に住みたくないといいますよ。こういうことをよく考えながら、この設計見積もりをすべきだと私は思いますよ。こいつ、木を切ったって日は当たらないから、ここ。よく検討してみてはいかがでしょうか。まだ造成は始まったばかりだから、そいつの向きをちょっと……。ちょっとはそっとじゃ変われないだろうけど。変えてつくったほうがいいんじゃないですか。本当に、買ってもらう戸建ての人たちに不満を買うような戸建てを一番最初にやったら、どういうふうになるかということですよ。検討してみておいてほしいと思います。これを……。検討する気はないです。
- ○議長(後藤清喜君) 復興事業推進課長。
- ○復興事業推進課長(及川 明君) 確かに、ご指摘の部分はわかります。以前住んでいた方が、 風当たりが強くてというのは西からの風のお話しを多分されているかと思うんですが、そう いった部分を、樹種は今後検討いたしますが、西側に木を植えるとか風よけも考えなきゃな いのかなというふうに思います。
- ○議長(後藤清喜君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第116号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時25分 開議

○議長(後藤清喜君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17 議案第117号 財産の売払いについて

○議長(後藤清喜君) 日程第17、議案第117号財産の売り払いについてを議題といたします。 職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第117号財産の売り払いについてをご説明申し上げます。

本案は、南三陸道路志津川歌津間の事業用地に係る町有財産の処分について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付するのであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(佐藤徳憲君) それでは、細部を説明させていただきますが、初めに議案関係参考 資料、厚いほうの参考資料ですけれども、29ページの図面のほうから説明させていただきま す。29ページです。

3事業に係る町有地の売り払いにつきましては、8月の29日の臨時会におきまして歌津本吉 道路分として約4.4~クタール、議決をいただきまして契約が終わったところでございますけ れども、今回は図面に示しておりますように南三陸道路の志津川海岸インター、具体的には 商工団地付近でございますけれども、これから歌津インター、歌津の白山地区までの大きく 3カ所にかかわる町有地の売り払いでございます。

続きまして、さらに具体的な図面でございますけれども、左下手前が商工団地付近でございまして、ここに筆数で3筆ございます。それから、中央付近に蛇王248の1ということでございますが、この箇所は今回一番大きな箇所でございますけれども、以前寄附をいただいたところでございます。それから、最後白山付近でございますけれども、白山皿貝を含めまして10筆ございます。こういったことで、今回は主に3地区ということです。

それで、大変失礼なんですが訂正方をお願いしたいと思うんですが、右上のほうに伊里前川と緑の着色をしてございますけれども、その下に白山9の128、白山9の159、その下の皿貝48となっていますけれども皿貝94ということで、大変申しわけございません、94のほうに訂正をお願いしたいと思います。

それで、参考資料に戻っていただきまして、参考資料の22ページでございます。

ここに面積、それから価格等がございます。地番については、平井田の55の2から寄木103の52までございまして、面積が3万9,420平方メートル、3町9反というようなことでございます。3,453万4,000円ということでございます。

次に、その下に立木がございますけれども、立木につきましても837万7,397円ということで、 本数等については後で議案書がございますので、そちらで説明をさせていただきます。

土地の処分単価の価格の決定でございますけれども、前回の議案でもご説明いたしましたが、過去の取引事例を参考にして標準値というものを設定いたします。今回の標準値は、山林でございますけれども大上坊の164の27で、標準値の価格は平米当たり880円となってございます。その標準値をもとにいたしまして、今回対比となる対象地を地域要因あるいは個別要因、具体的には道路条件とか、山林でございますから山林から森林組合までの距離とか、あるいはまた山の地形とかそういったものを集成いたしまして、最終的に今回標準値より安いのが850円から高いほうで930円というような価格に設定されてございます。

次に、ため池がございますけれども、ため池の標準値は田んぼを標準値とします。今回の標準値は志津川字大畑28番地で、標準値の面積が平方メートル当たり3,200円ということで標準値が設定されてございます。その標準値から、先ほど言いました個別要因、道路条件とか面積で価格を決定するわけですが、まずもってため池ですとマイナス50%、いわゆる2分の1というふうに設定されます。そのほかに、農道の状態とかそういった地籍等が加味されまして、今回はため池は標準値よりマイナス56.3%の1,300円ということで価格が設定されてございます。

次に、議案書の19ページでございますけれども、立木の本数補償等につきましてご説明をさせていただきます。土地は先ほど言いました14筆でございますが、これらにかかわる立木につきまして全体で7,157本、杉、松、ヒノキ、ここに記載の樹種でございます。今回、対象となります杉につきましては、この7,157本のうち杉が1,149本です。これは、人工林と天然林合わせてでございますけれども、その価格が、補償費が249万3,000円ということで、石当たりに直しますと1,325石分でございます。1,325石分で249万3,000円でございます。それから、松、これも人工林と天然林がございまして、合わせて2,910本。2,910本で価格が522万2,000円と。松の材積が4,271石でございます。その他天然性林ということで、ミズキ、桜、ナラとか15種類ございますが、これが3,117本でございまして、価格では26万7,000円というようなことになってございます。これに消費税が入りまして、樹木補償額が837万7,000円というような額になります。

なお、最後に、参考までに標準的な杉、松等の価格でございますけれども、人工林ですと胸高1.2メートルで直径が25センチですと、杉は3,750円、松が2,680円、同じように胸高直径で40センチメートルの杉ですと9,860円、松ですと6,790円。それから、天然林は人工林の5分の1から10分の1でございまして、胸高直径20センチですと210円、それから胸高直径30センチですと1,140円というような価格でございます。

以上、三陸道にかかわる用地の売り払いにつきましての細部説明を終わらせていただきます。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第117号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第118号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(後藤清喜君) 日程第18、議案第118号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第118号人権擁護委員の候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員、佐藤泰一氏の任期が平成25年3月31日をもって満了すること から、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて議会のご意見を承 りたく提案するものであります。

同氏は、平成16年6月まで志津川歌津環境衛生組合の職員として30年の長きにわたり在職されました。また、現在においては南三陸町立戸倉中学校の評議委員や気仙沼人権擁護委員協議会の常務委員としてもご活躍をされております。卓越した識見を有している方であり、人権問題にも明るく地域の実情にも精通しておりますことから適任と思われますので、人権擁護委員の候補者として推薦することにご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤清喜君) 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第118号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第119号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(後藤清喜君) 日程第19、議案第119号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第119号人権擁護委員の候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員、小沢良孝氏の任期が平成25年3月31日をもって満了すること から、その後任の委員の候補者として千葉雅久氏を推薦することについて議会のご意見を承 りたく提案するものであります。

同氏は、昨年3月まで町職員として38年の長きにわたり在職し、上下水道歌津事業所長等の職を歴任され、また昨年の4月から本年3月までの1年間は上下水道事業所長として東日本大震災後の本町のライフラインの復旧にご尽力をいただいてまいりました。卓越した識見を有し、人権擁護に理解がある方であり適任と思われますので、人権擁護委員の候補者として推薦することにご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤清喜君) 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第120号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長(後藤清喜君) 日程第20、議案第120号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第120号人権擁護委員の候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員、平形明子氏の任期が平成25年3月31日をもって満了することから、その後任の委員の候補者として中津川洋子氏を推薦することについて議会のご意見を承りたく提案するものであります。

同氏は、平成22年10月から民事家事調停委員をお務めであり、また現在南三陸町警察署協議 会委員としてもご活躍されております。識見高く地域の実情にも精通し、人権擁護に理解が ある方であり適任と思われますので、人権擁護委員の候補者として推薦することにご意見を 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 (「なし」の声あり)
- ○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第120号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませ んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第121号 財産の取得について

日程第22 議案第122号 財産の取得について

○議長(後藤清喜君) 日程第21、議案第121号財産の取得について、日程第22、議案第122号財産の取得について。

お諮りいたします。

以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、

討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第121号及び議案第122号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、入谷地区に建設を予定している災害公営住宅51戸の取得について、南三陸町議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付す ものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。
- ○復興事業推進課長(及川 明君) それでは、議案第121号、122号について一括してご説明申 し上げます。

資料のほうは、議案関係参考資料その2の1ページをお開き願いたいと思います。

両議案の財産取得につきましては、11月4日に開催されました震災対策特別委員会において もその概要を説明させていただいてきております。入谷桜沢地区に整備予定の災害公営住宅 の取得でございます。

仮契約につきましては、昨日補正予算にて債務負担行為の年度の変更をご決定いただいたことから、昨日締結して提案をさせていただいております。契約の相手方といたしまして、121号が独立行政法人都市再生機構、略称UR都市機構からの取得分でございます。UR都市機構の部分としましては、敷地全体の造成、鉄筋コンクリート3階建ての集合住宅42戸、そのほか集会所1棟、関連する道路やその他の附帯設部分でございます。契約金額は、13億6,340万円でございます。

次に、議案第122号の南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会からの取得の分でございます。

こちらにつきましては、UR都市機構側で造成した敷地の上に木造平屋または2階建ての戸建て住宅9戸のほか、浄化槽等の関連附帯設備を整備したものを取得するものでございます。 契約金額につきましては、1億5,538万5,300円でございます。 一番最後のほうに、今後のスケジュールということで記載させていただいておりますが、敷 地の造成工事を年を開けまして2月に着手、8月には建築工事に着手し、26年7月末までの 契約期間内で引き渡しを受けた上で取得するスケジュールとさせていただいております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑は一括して行います。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより議案第121号の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第121号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第122号の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第122号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第123号 財産の取得について

日程第24 議案第124号 財産の取得について

○議長(後藤清喜君) 日程第23、議案第123号財産の取得について、日程第24、議案第124号財産の取得について。

お諮りいたします。

以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、 討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。

[事務局朗読]

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求めます。佐藤町長。
- ○町長(佐藤 仁君) ただいま上程されました議案第123号及び議案第124号財産の取得についてをご説明申し上げます。

本案は、名足地区に建設を予定している災害公営住宅33戸の取得について、南三陸町議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき議会の議決に付す ものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定 賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明を求めます。復興事業推進課長。
- ○復興事業推進課長(及川 明君) それでは、議案第123号及び124号を一括して細部説明させていただきます。

資料は、議案関係参考資料の3ページをお開き願いたいと思います。

先ほどの議案同様でございますが、財産の取得につきましては、今度は名足地区の整備予定 の災害公営住宅の取得でございます。

契約の相手方といたしまして、議案第123号がUR都市機構からの取得分でございます。入 谷桜沢地区と同様に、敷地全体の造成、RC3階建ての集合住宅28戸のほか集会所1棟、道 路等その他の附帯設部分でございます。契約金額は、10億460万円でございます。

また、議案第124号につきましては、南三陸町木造災害公営住宅建設推進協議会からの取得分でございます。入谷桜沢地区と同様に、UR都市機構が造成した敷地に木造2階建ての戸建て住宅5戸のほか、関連附帯施設でございます合併浄化槽を整備したものを取得するものでございます。契約金額につきましては、9,736万200円でございます。

全体のスケジュールにつきましては、入谷桜沢地区と同様でございまして、来年2月に敷地 造成を着工、26年7月に竣工、引き渡しを受けた上での取得というスケジュールで進む予定 でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(後藤清喜君) 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑は一括して行います。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより議案第123号の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第123号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第124号の討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第124号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 発議第5号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一 部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書 の提出について

○議長(後藤清喜君) 日程第25、発議第5号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する 医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求ます。8番菅原辰雄君。
- ○8番(菅原辰雄君) ただいま事務局を通して朗読のとおりでございますので、よろしくお願

いを申し上げます。

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 (「なし」の声あり)
- ○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 発議第6号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財産支援の延長及び食費・居住費の減免措置に対する財産支援を求める意見書の提出について

○議長(後藤清喜君) 日程第26、発議第6号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する 介護保険料と利用者負担の減免措置に対する財産支援の延長及び食費・居住費の減免措置に 対する財産支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

[朗読文省略]

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求ます。8番菅原辰雄君。
- ○8番(菅原辰雄君) これも事務局を通して朗読のとおりでございますので、よろしくお願い を申し上げます。
- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 (「なし」の声あり)
- ○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 発議第7号 県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出に ついて

○議長(後藤清喜君) 日程第27、発議第7号県の乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明を求ます。8番菅原辰雄君。
- ○8番(菅原辰雄君) これも事務局をして朗読のとおりでございますので、ひとつよろしくお 願いを申し上げます。
- ○議長(後藤清喜君) 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。 (「なし」の声あり)
- ○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 東日本大震災対策特別委員会報告

○議長(後藤清喜君) 日程第28、東日本大震災対策特別委員会報告を行います。

東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。本件についての委員長報告は議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に報告書が配付されておりますので、会議規則第41条第3項の規定によって、省略することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しま した。

委員会審査報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については、各陳情ごとに行います。

以上で東日本大震災対策特別委員会の委員長報告を終わります。

日程第29 陳情第9の4 自然と呼応したまちづくりを叶えるために防潮堤のあり 方についての再考を願う陳情書

○議長(後藤清喜君) 日程第29、陳情9の4自然と呼応したまちづくりを叶えるために防潮堤 のあり方についての再考を願う陳情書を議題といたします。

本案については、東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がなされております。これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情9の4の採決をいたします。本陳情書は、委員長報告のとおり決することに ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第30 陳情第11の4 南三陸町の魅力・誇りである「自然・景観・海産物」 を次世代に残すために防潮堤のあり方についての再考 を願う陳情書 ○議長(後藤清喜君) 日程第30、陳情11の4南三陸町の魅力・誇りである「自然・景観・海産物」を次世代に残すために防潮堤のあり方についての再考を願う陳情書を議題といたします。本案については、東日本大震災対策特別委員会における委員長報告がなされております。これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。 これより、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(後藤清喜君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情11の4を採決いたします。本陳情書は、委員長報告のとおり決することにご 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本陳情書は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第31 閉会中の継続審査申出について

○議長(後藤清喜君) 日程第31、閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報に関する特別委員会、議会行財政改革に関する特別委員会、三陸縦貫自動車道建設促進に関する特別委員会、東日本大震災対策特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の 継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(後藤清喜君) ご異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会すること

に決定いたしました。

ここで、町長より挨拶がありましたら、お願いいたします。佐藤町長。

○町長(佐藤 仁君) 閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

12月11日から開会されました12月定例議会、きょうまで実質4日間にわたりまして議員の皆様方には慎重にご審議を賜りまして、提案をさせていただきました全議案ご決定を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

仮設住宅にお住まいの方々、2回目の冬を迎えるということになります。大変ご不自由な生活を毎日送られているわけでございます。しかしながら、皆さん方にご承認をいただきましたように、来年はまさしく住宅再建元年になるというふうに思います。来年の2月から、順々に災害公営住宅あるいは高台移転という形の中で事業をスタートさせていきたいというふうに考えておりますので、どうか議員の皆さん方には今後ともご協力を賜りますようにお願いを申し上げさせていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長(後藤清喜君) では、私からも一言。

会期を1日間残しまして、議員皆さんには大変ご苦労さまでございました。

仮設住宅に住み、ちょっとは不自由な生活がありますけれども皆さん前向きに生活を始めて おりまし、また来年2月からは本日ご決定になりました入谷の公営住宅、それから名足、2 カ所の工事が始まるようです。ようやく震災の復旧復興ということがなされるようでござい ますので、今後とも議員皆様、また職員皆様に町外に出ております皆さんを一日も早く呼び 戻して笑顔を取り戻すよう、今後ともよろしくお願いいたしたいと思います。

これで、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成24年第11回南三陸町議会定例会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでした。

午後3時10分 閉会